

基本政策

1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策1-5 確かな暮らしを支える

政策1-6 市民の健康を守る

政策 1-1 災害から生命を守る

1 政策の方向性

- 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- かけがえない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	15.6%	18.8%	25%以上

3 施策の体系

政策 1-1 災害から生命を守る

施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進

施策1-1-4 消防力の総合的な強化

施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 災害時の被害軽減や迅速かつ確かな災害対応ができるよう、かわさき強靱化計画や地域防災計画等の各種計画等を整備し、ハード・ソフトの両面から計画を推進し、市の災害対応力の向上を図っています。
- 全国的に激甚化・頻発化する自然災害への対応には、地域防災力の向上が必要であることから、自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による自助・共助・公助の強化や各主体の防災意識の向上に取り組んでいます。また、令和元年東日本台風の検証結果を踏まえつつ、災害時の市民の適切な避難行動促進に向けて、避難所運営体制の強化、多様な媒体を活用した効果的な市民への啓発手法の検討等の取組を進めています。
- その他、防災関連の施設や各種情報受伝達に係るシステム等の検討・整備、事業所・国・県との連携による防災対策、市としての新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整等に取り組んでいます。



感染症に対応した避難所運営



関係機関と連携した水害図上訓練

2 施策の主な課題

- 激甚化・頻発化する風水害への対策や首都直下地震等の大規模地震への備えに加え、新型コロナウイルス感染症にも対応した対策が必要とされている中、既存のコミュニティの変化等の社会環境に合わせ、自助・共助・公助がそれぞれの力を高め、役割を果たすとともに、災害時における地域の多様な主体による支え合いを実現することによって、迅速な復旧復興につなげられるよう、地域と行政が一体となった防災体制の充実が求められています。
- 今後発生が想定されるさまざまな危機事象に迅速かつ適切に対応し、災害発生の防止、被害の軽減をめざすとともに、各区において地域防災力を高めつつ、より機動的な対応を図るため、更なる危機管理体制の強化が求められています。
- 災害時にとるべき行動として、昨今の新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえると、必ずしも緊急避難場所、避難所に避難することが正解ではなく、自身の状況に合った取るべき行動を把握し、災害に備えることが必要であることから、分散避難を促す取組を推進する必要があります。
- 災害時において支援が必要となる方々に重点を置いた対策を検討していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- ★ 全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化
- ★ 各区と地域が平時からのつながりを活かして、地域の実情や課題等に対応したリアリティのある訓練の実施と検証等を踏まえた地域完結型の防災をめざす取組の推進
- ★ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営など感染症と自然災害の複合化対策の推進
- ★ あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり

4 直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総合企画局調べ)	66.9 % (平成26 (2014) 年度)	68.2 % (令和 2 (2020) 年度)	70.5 %以上 (平成29 (2017) 年度)	75.2 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	90 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	39.5 % (平成27 (2015) 年度)	49.5 % (令和 3 (2021) 年度)	43.6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	51.8 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	60 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	56.9 % (平成27 (2015) 年度)	62.5 % (令和 3 (2021) 年度)	57.5 %以上 (平成29 (2017) 年度)	58.8 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	65 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合 (市民アンケート)	第 3 期実施計画 から新たに設定	52.9 % (令和 3 (2021) 年度)	—	—	60 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
防災対策管理運営事業 かわさき強靱化計画や地域防災計画等、各種の計画を推進するとともに、本市が被災した場合における他都市等からの受援体制の強化や新たな地震被害想定調査の検討など、市の災害対応力の向上を図ります。	●「かわさき強靱化計画」の推進と進捗管理 ・計画の推進と進捗管理 ・減災目標の達成に向けた取組			・改定に向けた検討	・「かわさき強靱化計画」の改定 ・減災目標の達成	事業推進
		●地域防災計画（各編）の修正及び計画に基づく取組の推進 ・計画の検証・修正及び取組の推進	継続実施			
		●業務継続計画（自然災害対策編）の継続的な見直し ・計画の検証	・計画の見直し方針の策定	・計画の見直し	・継続的な計画の見直しの検討	
	●受援体制の強化に向けた取組の推進 ・体制強化に向けた検討		・体制強化に向けた検討・取組の推進			
	●地震被害想定調査の実施に向けた検討 ・被害想定調査の実施に向けた取組	・被害想定調査の目的・調査事項等の検討	・調査実施に関する計画の検討・策定			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
地域防災推進事業 自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。	●自主防災組織等への支援の実施 ○活動助成金、活動促進助成金、防災資器材購入補助金による支援 ・支援の実施	・自主防災体制の拡充・連携・強化を図るため継続実施				事業推進
	○各種相談、活動支援等に向けた取組の実施 ・取組の実施	継続実施				
	○災害時要援護者避難支援制度の啓発・取組推進 ・制度の啓発及び取組の推進	継続実施				
	○リーダー等の養成に向けた検討・取組の推進 ・検討・取組の推進					
	●避難所運営体制の強化 R2避難所運営会議開催数：120回 R2避難所運営訓練開催数：62回	避難所運営会議開催数：125回以上 避難所運営訓練開催数：65回以上 ・自主防災組織等による自主的な会議・訓練の開催に向けた取組の実施	避難所運営会議開催数：140回以上 避難所運営訓練開催数：80回以上	避難所運営会議開催数：150回以上 避難所運営訓練開催数：90回以上	避難所運営会議開催数：160回以上 避難所運営訓練開催数：100回以上	
	●多様な広報媒体による防災啓発の実施 ・冊子、ウェブ等を活用した取組の推進 ・出前講座を活用した啓発の実施 ・教育・福祉等の各分野や事業者と連携した横断的な啓発の実施 ・マイトimeline作成支援の取組の推進	・効率的・効果的な啓発手法の検討 継続実施	・検討結果に基づく取組の推進			
		継続実施				
		継続実施				
		継続実施				
		継続実施				
	●感染症と自然災害の複合化対策の推進 ・感染状況等を踏まえた避難所運営方法の検討 ・在宅避難等を含めた分散避難の促進に向けた取組の推進	・災害レベルや感染状況を踏まえた柔軟な避難所運営の検討 継続実施				
	●地域に根差した防災協力事業所制度の推進 ・登録事業所のニーズや課題等に応じた取組の推進 研修会：8回以上	継続実施 区ごとの研修会等の継続的な実施：7回以上	研修会：7回以上	研修会：7回以上	研修会：7回以上	
	R2地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：16	地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：30	地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：35	地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：40	地域で実施する会議や訓練等への参加事業所の数：45	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
地域防災推進事業	●総合防災訓練（九都県市合同防災訓練）等の実施と検証を通じた地域防災体制の充実					
	○市・区総合防災訓練の充実に向けた取組の推進 全市訓練会場：高津区	全市訓練会場：宮前区	全市訓練会場：多摩区	全市訓練会場：麻生区	全市訓練会場：川崎区	全市訓練会場：幸区
	・各区の実情や課題等に応じた訓練実施と検証等を踏まえた取組の推進	継続実施				事業推進
	●職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進					
	○全庁的な図上訓練や研修・講座の実施 訓練・研修：5回以上	継続実施				
	○局区本部等が実施する運営体制強化に向けた訓練や研修・講座の支援	継続実施				
	○総合防災情報システムを踏まえた災害対策本部体制の検討と実践的な訓練の実施					
	・本部体制の検討	・本部体制の再編	・検討の継続			
		・各局区が連携した訓練の実施				
防災施設整備事業	●防災行政無線の整備					
	○新本庁舎移転に伴う整備推進 ・新本庁舎移転検討	・新本庁舎移転に伴う整備推進	・新本庁舎移転完了			
	○同報系屋外受信機の増設 設置数：5か所	設置数：5か所	設置数：5か所	設置数：5か所	設置数：4か所	適切な維持管理
	○デジタル移動系無線設備の運用管理 ・再整備完了	・運用管理				事業推進
	○多重系・衛星系防災行政無線の再整備	・衛星系設備の更新検討	・基本設計	・実施設計	・移行業務	
	●総合防災情報システムの整備					
	・システムの再整備	・運用管理及び最新のICT技術を踏まえたシステム機能改善	・運用保守管理			
	●情報発信のあり方に関する検討					
		・あり方検討		・検討結果に基づく取組の推進		
	●備蓄倉庫の維持・管理等					
防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	・備蓄倉庫の維持・管理	・備蓄倉庫の適切な維持・管理の実施				
		・備蓄倉庫の浸水対策の検討	・備蓄倉庫の浸水対策の実施			
	・備蓄物資の計画配置	継続実施				
	●南部防災センターのあり方検討を踏まえた取組の推進					
	・あり方の検討		・利活用の方針等の策定	・利活用の方針等に基づく取組の推進		

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
臨海部・津波防災対策事業 津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。	●「川崎市臨海部防災対策計画」等に基づく取組の推進 ・「川崎市臨海部防災対策計画」等を踏まえた訓練等の実施 ・事業者等と連携した臨海部の防災力強化の取組 ・実践的な津波避難訓練の実施 ・計画的な津波避難施設の確保に向けた取組の推進 ・津波ハザードマップの配布等による津波避難情報の周知	・臨海部広域防災訓練の実施、各事業所や各地域の防災協議会等で実施している訓練等の参加、県石油コンビナート防災本部訓練の参加 ・臨海部防災協議会の開催、事業所や関係機関等と連携した研修等の実施、県の立入検査への同行 ・津波浸水想定区域での津波避難訓練の実施 ・津波避難施設の新規指定 ・区役所窓口や関係機関等による配布、出前講座や市ホームページ等による周知				事業推進
帰宅困難者対策推進事業 一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱を抑制するとともに、二次災害を防止します。	●帰宅困難者用一時滞在施設の確保 ○収容人数を増やすための新施設の確保に向けた調整等の実施 - R2 収容人数：23,900人 ○実践的な訓練の実施 ・訓練等の実施 ●帰宅困難者対策に係る必要物資等の配備や九都県市と連携した取組の推進 ・一時滞在施設への備蓄物資の整備及び無線機の配備等 ・啓発の実施 ・新たな帰宅支援ステーションの確保に向けた継続的な調整の実施	- 収容人数：24,000人以上 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施	- 収容人数：24,500人以上 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施	- 収容人数：25,000人以上 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施	- 収容人数：25,500人以上 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施	事業推進
公園防災機能向上事業 広域避難場所に指定された身近な公園を対象に、災害時の避難や緊急車両の乗り入れ、復旧・復興段階における公園利用がしやすくなるよう、出入口や園路広場等を整備し、防災機能の向上を図ります。	●身近な公園の防災機能向上の取組の推進 ・防災機能向上の取組の推進	・防災機能向上に資する整備工事（菅馬場公園） ・広域避難場所に指定された公園における防災機能向上の取組の推進	・防災機能向上に資する整備設計（稲田公園）		・防災機能向上に資する整備工事（稲田公園）	事業推進
本庁舎等建替事業 本庁舎等について災害対策活動の中枢拠点としての耐震性を確保するため、建替えの取組を進めます。	●新本庁舎の整備 ・新築工事の推進 ●第2庁舎の解体と跡地広場の整備 ・第2庁舎解体設計・跡地広場実施設計	・工事の推進 ・新本庁舎完成 ・設計・工事着手	・供用開始 ・工事の推進	・工事の推進 ・跡地広場完成・供用開始		

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
港湾施設改修（防災・減災）事業 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害時における緊急物資等の輸送機能確保を目的として、耐震強化岸壁の整備等を進めます。	●岸壁耐震改修の推進 ・千鳥町 7 号改修工事の施工方法の検討		・千鳥町 7 号の詳細設計、関係者調整	・千鳥町 7 号改修工事着手		・改修完了予定（R8）（2026）
水防業務 水防警報等の発令に伴い、河川バトロール等の水防活動を実施するとともに、洪水ハザードマップの周知や浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援などにより防災力の向上を図ります。	●水防警報発令時の情報伝達及びバトロール等の水防活動の実施 ・情報伝達及び水防活動の実施		継続実施			事業推進
	●防災意識の向上に向けた取組の推進 ・洪水ハザードマップを活用した防災意識の普及啓発		継続実施			
			・洪水ハザードマップの改定			
	・浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援		継続実施			

総論

10 年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進



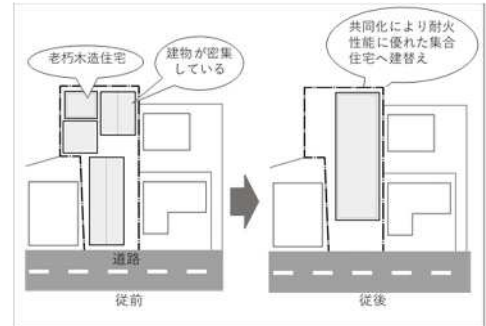
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 老朽木造住宅等が密集し、建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地のうち、延焼の危険性が高いなどの課題がある不燃化重点対策地区（川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区）について、建物単位ではなく、地域単位の面的な市街地整備や耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するため、建築物の新築時に不燃化を義務付けるとともに、各種補助事業を実施するなど、ハード・ソフトの両面から重点対策に取り組んでいます。
- 大規模な地震等に対する効果的な予防対策として、火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助（互助）による「地域住民との協働による防災まちづくり」を推進しています。これにより、地域住民の災害リスクへの理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、地域住民が主体となって安全な避難経路の確保や災害時の活動体制の構築等を進めることで、まちの延焼被害の軽減を図ります。



不燃化重点対策地区における取組（共同化）イメージ



火災延焼リスクの高い地区でのまちあるき点検

2 施策の主な課題

- 不燃化重点対策地区については、建築物の新築時の不燃化を義務付ける不燃化推進条例のもと、各種補助事業や防災空地整備などのハード面の取組と、地域住民の防災意識の醸成に向けた啓発などのソフト面の取組を効果的に推進する必要があります。
- 火災延焼リスクの高い地区については、自助・共助（互助）による地域防災力の向上に向け、引き続き、避難経路の確保や災害時の活動体制の構築など、地域特性に合った取組を活性化させながら、地域主体の活動が実施されるように支援する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の促進
- ★ 火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進

4 直接目標

- 地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
重点的に取り組む密集市街地※における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	20 % (平成27 (2015) 年度)	31.5 % (令和 2 (2020) 年度)	25 %以上 (平成29 (2017) 年度)	30 %以上 (令和 2 (2020) 年度)	35 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率 (まちづくり局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	39.2 % (令和 2 (2020) 年度)	—	40 %以下 (令和 3 (2021) 年度)	37 %以下 (令和 7 (2025) 年度)

※ 重点対策に取り組む密集市街地：川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
防災都市づくり基本計画推進事業 災害に強いまちづくりに向け、防災施策間の連携を一層強化するとともに、自助・共助（互助）の促進による地域防災力の向上など減災対策を推進します。また、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を進めます。	●「防災都市づくり基本計画」に基づく対策事業の推進 ○基本計画の進行管理 ・取組の推進、進行管理、情報共有 ・大規模震災時における都市復興プロセス検討などの実施 ○防災意識の向上と防災まちづくりの啓発活動の実施 啓発活動実施回数：5 回 ○迅速な都市復興に向けた事前の取組の推進 R1市民向けシンポジウムの実施：参加者数 87 人	・取組の推進、進行管理、情報共有 啓発活動実施回数：5 回以上 ・職員向け研修会の実施	・取組の検証 啓発活動実施回数：5 回以上 市民向けシンポジウム参加者数：50 人	・計画の見直しに向けた検討・調整 ・都市復興プロセスの見直し、計画への反映に向けた調整 啓発活動実施回数：5 回以上 ・職員向け研修会の実施	・計画の見直し 啓発活動実施回数：5 回以上 市民向けシンポジウム参加者数：50 人	事業推進
防災市街地整備促進事業 老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進します。	●不燃化重点対策地区（小田周辺地区・幸町周辺地区）における災害に強い住環境形成の推進 ○不燃化推進条例に基づく建築物の耐火性能強化等の誘導 ・不燃化建替えの促進 ・区画道路等の拡幅や共同化建替え等の促進 ○老朽建築物の除却や建築物の耐火性能強化工事等に対する補助の実施 R2不燃化補助件数：60 件 ○防災空地の整備・活用に向けた取組 取組件数：1 件（予定） ○災害に強いまちづくりに係る啓発活動 ・広報・啓発の実施 ○地域住民の相談に対する専門家の派遣 R2派遣回数：2 回	継続実施 継続実施 不燃化補助件数：70 件 取組件数：2 件 派遣回数：2 回	不燃化補助件数：70 件 取組件数：2 件 派遣回数：2 回	不燃化補助件数：70 件 取組件数：2 件 派遣回数：2 回	不燃化補助件数：70 件 ・補助事業の検証及び今後の方向性の検討 取組件数：2 件 派遣回数：2 回	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
防災まちづくり支援促進事業 火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助（互助）を中心とした防災まちづくりを推進し、避難経路の確保や災害時の活動体制を構築するなど、地域特性に応じた課題を解決し、災害に強いまちづくりを実現します。	●火災延焼リスクの高い地区における協働による防災まちづくりの促進 ○取り組む地区の抽出や課題に対応した防災の取組支援の実施 ・12地区（22町内会）で取組実施（～R3） R2道路閉塞の確率：39.2%	・3地区抽出・3か年の取組の実施		・取組の検証	・今後の方向性の取りまとめ、取組の推進	事業推進
		・活動実績に基づく取組内容の充実と取組地区の継続的なフォローアップ				

施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 今後想定される首都直下地震や南海トラフの大地震などの巨大地震に対応するため、建築物の耐震化や崖地を中心とした宅地の自然災害に対する防災性向上、橋りょうの耐震化など、まち全体の耐震対策を計画的に推進し、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。
- 建築物の耐震化については、令和3（2021）年3月に改定した「耐震改修促進計画」に基づき、各種助成制度を運用し、旧耐震基準の特定建築物（多数の者が利用する建築物や地震により倒壊した場合に道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物等）や住宅（木造住宅や分譲マンション）の改修等を促進しています。
- 宅地の自然災害対策については、地震時における宅地への影響調査を実施するなど、大規模盛土造成地の滑動崩落に伴う震災被害を軽減するための取組を推進するとともに、大雨などの自然災害に伴う崖崩れ等による被害を未然に防止するため、崖地における擁壁等の新設や改修を促進しています。
- 橋りょうの耐震化については、平成28（2016）年に策定した「橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょうの耐震性能を引き上げるとともに、比較的規模の小さい橋りょうのうち、防災上の視点から重要性の高い橋りょうについても耐震対策を実施するなど、安全性・信頼性の向上に取り組んでいます。

特定建築物及び住宅の耐震化率

	平成15年 (2003年)	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
特定建築物	—	85.1%	92.4%	95.2%
住宅	82.4%	—	92.4%	95.6%

資料：まちづくり局調べ



宅地防災工事助成制度を活用した擁壁の改修例

2 施策の主な課題

- 建築物の耐震化については、市民の生命や財産を守る観点から、旧耐震基準の特定建築物や住宅の耐震化を引き続き支援していく必要があります。
- 宅地の自然災害対策については、首都直下地震の発生や、地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度の増加が予測される中、崖崩れ等の災害から市民の生命及び財産を保護するため、より一層対策の強化を進め、防災性を向上させる必要があります。
- 橋りょうの耐震化については、橋りょうの落橋による被害を未然に防止だけでなく、地震後における避難経路や、災害復旧等の輸送ルートを確保するためにも、引き続き、取組を推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進
- ★ 大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組や崖地における防災工事の促進などによる、宅地の自然災害対策の推進
- ★ 「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進

4 直接目標

- 地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
特定建築物※の耐震化率 (まちづくり局調べ)	92 % (平成 27 (2015) 年度)	95.2 % (令和 2 (2020) 年度)	93 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	95 %以上 (令和 2 (2020) 年度)	97 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	92 % (平成 27 (2015) 年度)	95.6 % (令和 2 (2020) 年度)	93 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	95 %以上 (令和 2 (2020) 年度)	98 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
橋りょうの耐震化率 (建設緑政局調べ)	47 % (平成 27 (2015) 年度)	61 % (令和 2 (2020) 年度)	51 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	61 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	79 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 特定建築物：「多数の者が利用する建築物」「危険物を貯蔵・処理する建築物」「避難路沿道の建築物」で、一定の規模以上の建築物

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
特定建築物耐震対策事業	●「耐震改修促進計画」に基づく災害に強いまちづくりの推進					
	・計画改定（R2）	・取組の推進、進 行管理		・改定に向けた調査・ 検討	・計画の改定	事業推進
	●特定建築物の耐震化の促進					
	○耐震改修等費用の一部助成等の実施					
	R2助成等件数： 診断 8 件、設計 1 件、改修 2 件	助成等件数： 診断 1 件、設計 2 件、改修等 4 件	助成等件数： 診断 1 件、設計 2 件、改修等 4 件	助成等件数： 診断 1 件、設計 2 件、改修等 4 件	助成等件数： 診断 1 件、設計 2 件、改修等 4 件	
○沿道建築物の耐震化に向けた支援等の実施						
・新たな助成制度の創 設、耐震診断結果等 の公表	・所有者への耐震化に 向けた個別の働きかけ 等の取組の推進					
●特定建築物の耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度の周知						
R2防災イベント等出 展回数：3 回	防災イベント等出展回 数：5 回以上	防災イベント等出展回 数：5 回以上	防災イベント等出展回 数：5 回以上	防災イベント等出展回 数：5 回以上	防災イベント等出展回 数：5 回以上	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）	令和4（2022）	令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）	令和8（2026）
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
木造建築物耐震対策事業 昭和56年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震診断士の派遣や耐震改修等の費用の一部を助成することで、木造住宅の耐震化を促進します。	●木造住宅の耐震化等の促進 ○耐震診断士派遣の実施 R2派遣件数：253件	派遣件数：250件	派遣件数：250件	派遣件数：250件	派遣件数：250件	事業推進
	○災害被害軽減も含む耐震化に向けた専門家派遣等の実施 ・専門家派遣等の開始	派遣等件数：25件	派遣等件数：25件	派遣等件数：25件	派遣等件数：25件	→
	○耐震改修等費用の一部助成の実施 R2助成件数：計23件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	助成件数：計50件（診断・設計・改修）	→
	○個々の事情に応じた災害被害軽減に向けた取組の推進 ・耐震シェルター等の設置費用の一部助成の実施	継続実施				→
	●木造住宅の耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度等の周知 R2防災イベント等出展回数：3回	防災イベント等出展回数：5回以上	防災イベント等出展回数：5回以上	防災イベント等出展回数：5回以上	防災イベント等出展回数：5回以上	→
民間マンション耐震対策事業 昭和56年以前に建築された分譲マンションを対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、予備調査の実施や耐震改修等の費用の一部を助成することで、マンションの耐震化を促進します。	●マンションの耐震化の促進 ○予備調査等の実施 R2派遣件数：5件	派遣件数：5件	派遣件数：5件	派遣件数：5件	派遣件数：5件	事業推進
	○耐震改修等費用の一部助成の実施 R2助成件数：診断1件、設計2件	助成件数：診断1件、改修1件	助成件数：診断1件、設計1件	助成件数：診断1件、改修1件	助成件数：診断1件、設計1件	→
	●マンション管理組合等に向けた耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度等の周知 R2セミナー等を活用した周知回数：3回	セミナー等を活用した周知回数：2回	セミナー等を活用した周知回数：2回	セミナー等を活用した周知回数：2回	セミナー等を活用した周知回数：2回	→
宅地防災対策事業 大規模盛土造成地については、滑動崩落による被害の軽減に向けた調査等を着実に実施します。また、崖地について、土砂災害に関する周知・啓発及び擁壁改修に向けた支援を効果的に行うことにより、宅地の防災性向上を図ります。	●大規模盛土造成地における防災対策の推進 ・経過観察手法等の検討	→	・経過観察に向けた方針の策定 ・経過観察結果の判定基準の作成	・方針を踏まえた経過観察の実施		事業推進
	●宅地の防災対策の促進 ○宅地防災工事に対する一部助成の実施 R2助成件数：5件	助成件数：5件	助成件数：5件	助成件数：6件	助成件数：6件	→
	○専門家団体等と連携した崖の相談支援の実施 ・取組の検討	・相談支援事業の試行実施	・取組の検証	・検証結果を踏まえた取組の推進		→
	●土砂災害に関する市民の意識向上の促進 ○ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施 ・ハザードマップの作成・配布 R2啓発活動の実施回数：2回	・ハザードマップの更新・配布 啓発活動の実施回数：2回	啓発活動の実施回数：2回	啓発活動の実施回数：2回	啓発活動の実施回数：2回	→
	○新たな技術を活用した崖の観測に関する取組の推進 ・取組の検討	・試行実施	→	・取組の検証 ・検証結果を踏まえた取組の推進		→
耐震対策等橋りょう整備事業 主要な橋りょうについては、目標とする耐震性能を引き上げるとともに、一般橋りょうについても防災上の視点で重要性が高いものについて耐震化を実施し、公共構造物の安全性、信頼性の更なる向上を図ります。	●「川崎市橋梁耐震化計画」に基づく橋りょう耐震化の推進 ○計画に基づく取組の推進	継続実施				事業推進
	○主要な橋りょうの耐震対策の実施 ・塩浜陸橋	継続実施				完成予定（R9）（2027） 完成予定（R11）（2029）
	・登戸陸橋着手					→
	○一般橋りょうの耐震対策の実施 対策実施：10橋	対策実施：19橋	対策実施：18橋	対策実施：18橋	対策実施：18橋	事業推進

施策1-1-4 消防力の総合的な強化



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 海上及び沿岸における各種災害に迅速かつ的確な対応が図られるよう、大型艇（109トン級）と小型艇（19トン級）を整備し、大小2艇体制の選択出場等による効果的な運用を確立しました。また、特殊災害に係る訓練や研修を実施することにより大規模災害やテロ災害等への対応力向上を図るとともに、聴覚や発話の障害により音声での緊急通報に不安のある方が、音声によらない緊急通報ができるシステムとして「Net119緊急通報システム」の運用を開始するなど、消防体制の強化に取り組んでいます。
- 消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した消防機関として、火災、風水害その他の災害に対する消防活動等の中核を担っています。台風等の風水害に対応できるよう、ボートやフローティングロープなどの資器材を配備するとともに、消防団員の新たな確保対策として、活動を限定した機能別団員の制度を創設し入団促進を図るなど、消防団活動の充実強化に取り組んでいます。



大型消防艇「かわさき」と小型消防艇「うみかぜ」



消防団員（機能別団員）

2 施策の主な課題

- 今後想定される首都直下地震等の巨大地震や台風、集中豪雨などの異常気象による風水害に対して迅速かつ的確な消防活動が求められています。また、消防活動に必要な防災活動拠点、車両、資器材等を整備し、訓練や研修を効果的に実践することにより消防体制の強化を図るとともに、消防団活動の充実等の地域防災力の強化を図る必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 防災活動拠点、車両、資器材等の整備と訓練や研修の効果的な実践による消防体制の充実強化
- ★ 消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上

4 直接目標

- 消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
出火率 (火災件数/人口 1 万人) (消防局調べ)	2.58 件 (平成 22 (2010) ~ 26 (2014) 年の平均)	2.22 件 (平成 28 (2016) ~ 令和 2 (2020) 年の平均)	2.49 件以下 (平成 25 (2013) ~ 29 (2017) 年の平均)	2.48 件以下 (平成 29 (2017) ~ 令和 3 (2021) 年の平均)	2.2 件以下 (令和 3 (2021) ~ 7 (2025) 年の平均)
消防団員数の充足率 (定員数 (1,345 人) に対する 現員数の割合) (消防局調べ)	87.8 % (平成 27 (2015) 年 4 月)	81.2 % (令和 3 (2021) 年 4 月)	89.7 %以上 (平成 30 (2018) 年 4 月)	90.8 %以上 (令和 4 (2022) 年 4 月)	93.0 %以上 (令和 8 (2026) 年 4 月)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標			
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
消防署所改築事業 迅速な出火や確実な消防活動及び良好な執務環境確保のため、老朽化した庁舎・施設等を整備し、消防力の強化を図ります。	● 消防署所等の整備 ○ (仮称) 消防施設整備方針の策定及び方針に基づく整備の推進 ・ (仮称) 消防施設整備方針策定に向けた調査・検討 ○ 栗谷出張所改築工事 ・ 改築工事完了 ○ 宮崎出張所改築工事	・ (仮称) 消防施設整備方針の策定	・ (仮称) 消防施設整備方針に基づく整備の推進 ・ 個別施設整備の方向性の検討			事業推進
消防指令体制整備事業 消防活動に関連する各システムと消防救急デジタル無線設備などを適切に維持管理し、迅速、的確な指令体制を確保します。	● 消防指令システム・デジタル無線設備の運用 ・ 更新整備 ● 消防情報管理システムの運用 ・ 更新に向けた検討 ・ 消防情報管理システム等に係る情報環境の効率化の調査・研究 ● Net119緊急通報システムの運用 ・ 登録者拡大に向けた説明会の実施 ● 多言語通訳業務の適切な運用 ・ 消防救急活動等の円滑化のための電話同時通訳サービスの実施	・ 更新整備完了、運用開始 ・ 更新整備完了、運用開始 ・ 消防情報管理システム等に係る情報環境の効率化の調査・研究及び順次導入 - 継続実施 - 継続実施	・ 運用管理 ・ 運用管理			事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
消防関係事業 消防団員の確保及び必要な資器材や個人装備品の整備など、消防団活動の充実・強化や処遇改善を図るとともに、各種訓練等を通じて災害対応能力の向上を図ります。	●消防団員の確保及び体制の充実・強化に向けた取組 ○消防団員アンケート結果の検証・分析 ・検証・分析結果に基づく団員確保対策の推進 ○消防団活動の広報 ・各種イベント等を活用した広報等の実施 ・若年層への広報活動の充実 ○消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知 ・充実に向けた取組 ○消防団員の処遇改善 ・改善に向けた取組 ●災害対応能力向上のための取組の推進 ・消防隊と連携した消防訓練や救助資器材の取扱訓練の実施 ・必要な資器材や個人装備品の整備	継続実施				事業推進
警防活動事業 消防隊の災害情報の適切な収集、分析及び現場における安全管理体制を構築するために各種訓練及び研修を実施します。自主防災用資器材の保守点検を推進するとともに消耗品（消防用ホース）を計画的に更新します。	●各種訓練や研修による総合的な災害対応力の向上 - R2訓練・研修数：42回 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたテロ災害など大規模災害への対応力の向上 ●自主防災用資器材の活用 ・自主防災用資器材の保守点検の推進	訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上	訓練・研修数：年36回以上	事業推進
				・保守点検の推進及び消耗品（消防用ホース）の更新（第1期）	・保守点検の推進及び消耗品（消防用ホース）の更新（第2期）	・保守点検の推進及び消耗品（消防用ホース）の更新（第3期）（R8）
火災予防事業 放火火災防止対策や住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進に関する広報活動を推進します。	●放火火災防止対策を中心とする広報活動 ・防火指導員制度等を活用した広報活動 ●住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理・交換促進に向けた取組 ・各種広報媒体等を活用した放火火災防止対策及び住宅用火災警報器の設置促進等の広報の実施 ・市内の住宅用火災警報器の設置率調査及び調査結果を活用した広報の実施	継続実施				事業推進
		継続実施				
		継続実施				
査察活動事業 市内の防火対象物への立入検査及び法令違反の是正を推進することにより、防火対象物を適法な状態に維持管理させ、火災の予防及び火災による被害の軽減を図ります。	●効果的な査察活動の実施 ・適正な違反処理の実施 - R2立入検査実施数：3,717カ所 ●社会的影響の大きい火災が発生した類似の施設等への特別立入検査の実施 - R2特別立入検査実施数：167カ所 ●「防火対象物に係る表示制度」及び「違反対象物に係る公表制度」を活用した防火安全体制の推進 - R2「防火対象物に係る表示制度」に基づく表示：18カ所 ・「違反対象物に係る公表制度」を活用した違反処理の実施	継続実施	立入検査実施数：3,500カ所以上	立入検査実施数：3,500カ所以上	立入検査実施数：3,500カ所以上	立入検査実施数：3,500カ所以上
		継続実施				
		継続実施				
		継続実施				

施策 1-1-4 消防力の総合的な強化

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
危険物施設等規制事業 危険物保有事業所の自主保安体制の構築を推進します。また石油コンビナート地区の地震及び風水害対策を推進します。高圧ガス保安法（石油コンビナート地域）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に係る事務・権限が、県から移譲見込みであることから、両法に係る事務執行体制を整備します。	●危険物保有事業所への立入検査の実施 R2立入検査実施数：432か所	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	立入検査実施数：430か所以上	⇒ 事業推進
	●危険物保有事業所の安全担当者講習会の開催 R2受講者数：0人（中止）（R1：162人）	受講者数：200人以上	受講者数：200人以上	受講者数：200人以上	受講者数：200人以上	⇒
	●特定事業所の特定防災施設等の地震津波対策の応急措置の実施指導 ・国のガイドライン等に基づいた地震津波対策等の指導	継続実施				⇒
	●ガイドラインを活用した風水害対策の充実強化 ・国のガイドラインに基づく風水害対策の策定及び予防規程への反映を指導	・危険物担当者講習会及び立入検査等を通じて対策を講ずるよう指導				⇒
	●内部浮き蓋付特定屋外タンク新基準適合化の推進 R2新基準適合率：65.5%	・令和6（2024）年が期限となる新基準適合への前倒し指導の継続的な実施		・新基準適合化完了		
	●高圧ガス保安法、火薬類取締法及び液石法の事務・権限の移譲に伴う事務の実施 ・高圧ガス保安法（コンビナート地域除く）及び火薬類取締法の権限移譲に伴う事務執行体制の確保					⇒ 高圧ガス保安法、火薬類取締法及び液石法の消防署への一部事務移管に係る検討
	・液石法の権限移譲に向けた国との調整		・液石法の権限移譲			
	・高圧ガス保安法（コンビナート地域）の権限移譲に向けた県との調整					⇒ 事業推進
庁舎等整備事業 消防署等々の施設・設備の点検や補修を実施し、防災拠点機能を確保します。	●庁舎等の改修・補修の実施 ・適切な整備等の推進		・（仮称）消防施設整備方針に基づく整備の推進			⇒ 事業推進
	・緊急を要する施設及び設備等の補修工事の実施	継続実施				⇒
	●消防団器具置場の改築・改修工事等の実施 ・適切な整備等の推進		・（仮称）消防施設整備方針に基づく整備の推進			⇒
	・小杉班器具置場解体・改築工事完了 ・中央生田班の生田出張所への移転 ・器具置場緊急工事の実施	継続実施				⇒
		・住吉西班牙器具置場改築設計	・住吉西班牙器具置場改築工事完了			

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
救助活動事業						
各種救助事案に対応するため、訓練及び研修等を実施し、総合的な災害対応力を強化します。	●大規模災害やテロ災害等への対応力向上の取組の推進 ○NBC災害等を想定した関係機関との合同訓練の実施 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた大規模商業施設等における訓練の実施	・若手隊員の育成及び指導力の強化				事業推進
	○NBC災害等に関する外部機関が主催する専門的な講習会等への参加 ・職員派遣の実施	・救助活動に係る研修の開催及び外部研修への派遣による救助知識の強化				
	○複雑多様化する災害に対応するための資器材等の配備 ・資器材等の配備	継続実施				
	●技術向上に向けた訓練の実施 ・県内各消防本部等との合同訓練の実施等	・他機関及び県内各消防本部等との連携強化に向けた訓練の実施				
地域防災支援事業						
消防団と連携して、消火ホースキットを活用した町内会等への訓練指導や学校教育・地域教育における将来の地域防災力の担い手育成を行うなど、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。	●消火ホースキットの活用 ・町内会等への訓練指導の推進	継続実施				事業推進
	●地域防災力向上に向けた学校教育や地域教育における将来の担い手育成の取組 ・学校教育として「みんなが消防士」「地域防災スクール」「幼年消防クラブ」の実施	継続実施				
	・地域教育として「少年消防クラブ」の実施	継続実施				
	●地震体験車の活用による地域防災力向上の取組 ・地震体験車の効果的な運用の推進	継続実施				
	●消防団との連携強化に向けた取組 ・消防団と連携した訓練指導や教育の推進	・消防団と連携した訓練指導や教育の充実				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 近年、気候変動の影響による短時間・局地的な大雨など、雨の降り方の変化などにより浸水被害が発生しており、本市においても、令和元年東日本台風により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害の最小化に向けた対策を推進しています。
- 五反田川放水路の建設や時間雨量50mmの降雨に対応できる河川改修を進めるほか、既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用や、下水道施策等との一層の連携を図りながら、国・関係自治体と水害に適応する強くなやかなまちづくりに向けて取組を進めています。



五反田川放水路の整備状況（多摩川への放流部）

2 施策の主な課題

- 近年の水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水・浸水対策については、被害の最小化に向け、河川改修等を着実に推進するハード対策と、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体的に進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 激甚化・頻発化する水害に適応した河川改修等の計画的な整備推進
- ★ ハード対策とソフト対策とが一体となった取組の推進

4 直接目標

- 水害から市民の生命、財産を守る

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
時間雨量50mm対応の河川改修率 (建設緑政局調べ)	81 % (平成27 (2015) 年度)	81.1 % (令和 2 (2020) 年度)	81 %以上 (平成29 (2017) 年度)	91 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	91 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合 (建設緑政局調べ)	50 % (平成27 (2015) 年度)	50 % (令和 2 (2020) 年度)	50 % (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和 3 (2021) 年度)	100 % (令和 7 (2025) 年度)
河川施設の機能を保全するための緊急対策工事実施率 (建設緑政局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	34 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	87 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
河川計画事業 気候変動等の影響による短時間・局地的な大雨などから市民の生命と財産を守り、都市の壊滅的な被害を避けるため、「河道整備」の着実な推進や洪水の発生に備える「減災対策」等に向けた調査・検討などを進めます。	●国と流域自治体で構成される協議会による「流域治水プロジェクト」に基づく取組 ・「流域治水プロジェクト」に基づく河川事業の進行管理 ●市内準用河川の河川整備計画等の策定に向けた取組 ・平瀬川ブロック河川整備計画の策定 ・準用河川五反田川の整備等の計画検討 ・その他準用河川の整備等の計画策定に向けた調査検討					事業推進
五反田川放水路整備事業 五反田川の洪水全量を地下トンネルで直接多摩川へ放流する放水路整備を進め、放水路分流域下流域の治水安全度の向上を図ります。	●五反田川放水路整備工事の推進 ・土木施設、機械・電気設備、管理棟建築工事	→ 五反田川放水路の完成、運用開始				
河川改修事業 3 年に 1 回程度（時間雨量 50 mm）の降雨に対応するとともに、令和元年東日本台風の浸水被害に対応した河川改修を進め、治水安全度の向上を図ります。	●一級河川平瀬川支川改修事業の推進 ・護岸改修工事 ●準用河川三沢川改修事業の推進 ・事業調整 ・用地取得 ●一級河川平瀬川の多摩川合流部対策の推進 ・事業調整 ・詳細設計	→ 護岸改修に向けた用地取得 → 事業推進 → 堤防整備工事				
河川施設更新事業 治水安全度の確保のため、護岸の緊急対策工事を実施するほか、老朽化した河川施設の更新を計画的に進めます。	●平瀬川護岸改修事業の推進 ・優先対策検討区間の計画的な更新の取組 ●河川施設の計画的な更新に向けた取組の推進 ・河港水門の取扱いと高規格堤防整備形状の検討 ・河港水門周辺の土地利用に関する検討	●優先対策区間の計画的な更新工事 ・河港水門の取扱いの検討	→ 検討に基づく取組の推進 → 検討に基づく取組の推進			事業推進

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

1 政策の方向性

- 自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。
- また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	54.1%	62.4%	54.1%以上 <65%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

施策1-2-1 防犯対策の推進

施策1-2-2 交通安全対策の推進

施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

施策1-2-1 防犯対策の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携したパトロールなどへの支援等による自主防犯活動の促進や、防犯灯の新設、維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置補助などに取り組んでいます。また、犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専門の相談員（警察OB）が面接または電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っています。
- たばこの火から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止重点区域を中心とした路上喫煙防止指導員による巡回・指導等を実施するとともに、路上喫煙防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。
- 商店街等を訪れる市民が安心して公共の場所を通行できるよう、客引き行為等防止重点区域において、客引き行為等防止指導員による巡回・指導を実施するとともに、客引き行為等防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。
- 消費生活相談においては、相談員への専門的な研修等を実施し、スキルアップを図り、複雑化・多様化する相談に的確に対応しています。



客引き行為等防止キャンペーン

2 施策の主な課題

- 他都市と比べ、人口千人あたりの刑法犯認知件数は低くなっているものの、市民アンケートの「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」となっており、市民の関心が高い分野であること、特殊詐欺等犯罪の手口は日々変化していることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。
- より一層犯罪被害者等に寄り添った支援が求められている中、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるため、新たな支援制度を構築するとともに、相談窓口や支援制度等の効果的な広報・啓発活動に取り組む必要があります。
- 路上喫煙に対する市民の意識・関心が高まっており、要望・苦情等も恒常的に寄せられていることから、継続して路上喫煙防止キャンペーン等による意識啓発や防止指導員による指導・啓発活動に取り組む必要があります。
- 商店街などにおける客引き行為等が依然として行われていることから、継続して商店街や神奈川県警と連携しながら、客引き行為等の防止に向けた取組を進める必要があります。
- 複雑化・多様化する消費者被害に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、効率的・効果的な相談体制の構築が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 防犯設備の設置の推進や路上喫煙等の防止による安全・安心な生活環境の整備
- ★ 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化
- ★ 犯罪被害者等に寄り添った生活支援を中心とした取組の推進
- ★ 消費者被害の未然防止に向けた関係機関との連携による取組の推進

4 直接目標

- 市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	10,685 件 (平成26 (2014) 年)	6,307 件 (令和 2 (2020) 年)	10,400 件以下 (平成29 (2017) 年)	8,500 件以下 (令和 3 (2021) 年)	8,500 件以下 (令和 7 (2025) 年)
路上喫煙防止重点区域通行量 調査で確認された喫煙者数 (市民文化局調べ)	42 人 (平成26 (2014) 年度)	13 人 (令和 2 (2020) 年度)	36 人以下 (平成29 (2017) 年度)	29 人以下 (令和 3 (2021) 年度)	15 人以下 (令和 7 (2025) 年度)
消費生活相談の年度内完了 ^{※1} 率 ^{※2} (経済労働局調べ)	98.2 % (平成26 (2014) 年度)	99.7 % (令和 2 (2020) 年度)	—	99.0 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	99.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

※1 完了とは、年度内に相談対応が完了したことを指します。

※2 消費生活相談の年度内完了率は、第 1 期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していましたが、第 2 期実施計画以降では他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
防犯対策事業 市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と連携し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進します。	●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ○「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・自主防犯活動等の実施	継続実施				事業推進
	○地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・団体への支援	継続実施				
	○各種イベント等における特殊詐欺被害防止等の広報啓発活動の実施 ・広報による啓発	継続実施				
	●防犯カメラの設置に向けた取組の推進 ○重点地区の指定による設置の推進 ・重点地区の検討	・重点地区の指定	・重点地区への防犯カメラ設置・運用			
	○補助制度の運用による設置の推進 R2補助：50台	・設置の推進				
	●ESCO事業による防犯灯のLED化、維持管理等の実施 ○防犯灯の新設・維持管理の実施 R2新設：428灯 R2維持管理：約68,000灯	・新設・維持管理の実施				・ESCO事業の終了（R8）〔2026〕
	○防犯灯の効率的・効果的な維持管理手法の検討	・維持管理手法の検討			・維持管理手法の決定	・検討結果を踏まえた事業の実施（R9）〔2027〕
	●市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報発信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用 ・システムの運用	継続実施				事業推進
	●警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施 R2パトロール数：週5日間実施 R2診断件数：77件	・パトロールの実施 診断件数：50件以上	診断件数：50件以上	診断件数：50件以上	診断件数：50件以上	
	●出張防犯相談コーナーの開設 R2開設数：13回（R1：38回）	開設数：35回以上	開設数：35回以上	開設数：35回以上	開設数：35回以上	
犯罪被害者等支援事業 犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるため、新たな支援制度を構築するとともに、相談窓口や支援制度などの効果的な広報啓発活動等を実施します。	●総合的な犯罪被害者等支援の実施 ○経済的支援、日常生活支援や心理的ケアに係る支援等の実施 ・制度構築	・支援の実施				事業推進
	○二次被害の防止等に向けた広報啓発活動等の実施 ・広報啓発活動の実施					
	●専門相談員による犯罪被害者支援相談の実施 ・相談の実施 R2実施数：25回	・ワンストップ支援窓口の設置・運用				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

施策 1-2-1 防犯対策の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
路上喫煙防止対策事業 たばこの火から歩行者の安全を守るため、路上喫煙の防止についての普及啓発や、重点区域を中心に路上喫煙防止指導員の巡回による注意・指導等を実施します。	● 路上喫煙防止指導員による巡回活動・指導、啓発等の実施 ・巡回・指導等の実施	継続実施				事業推進
	● ボイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施 R2開催数：81回 （R1：92回）	開催数：90回	開催数：90回	開催数：90回	開催数：90回	
	● 路上喫煙者に係る通行量調査の実施 ・調査の実施	継続実施				
	● 路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討 ・重点区域の検討	継続実施				
客引き行為等防止対策事業 市民等が安心して公共の場所を利用または通行することができるよう、「客引き行為」等の防止に向けた取組を進めます。	● 商店街や県警と連携した客引き行為等防止キャンペーン等の実施 開催数：3回	開催数：3回	開催数：3回	開催数：3回	開催数：3回	事業推進
	● 客引き行為等防止指導員の巡回活動による指導、啓発等の実施 ・巡回・指導の実施	継続実施				
	● 客引き行為等防止重点区域の実態調査の実施及び調査を踏まえた重点区域の検討 ・実態調査の実施及び重点区域の検討	継続実施				
消費生活相談事業 消費生活に関する相談や苦情に対して、消費生活相談員が専門的な知見に基づく情報提供等の適切かつ迅速な処理を行い、消費者被害の救済及び未然防止を図ります。	● 「消費者行政推進計画」に基づく取組の推進 ・「消費者行政推進計画」に基づく取組の推進	・計画に基づく消費生活に関する相談や苦情への対応と取組の推進・検証及び計画の改定	・次期計画に基づく消費生活に関する相談や苦情への対応と取組の推進			事業推進
	● 消費生活相談員等に対する研修機会の確保 ・相談員等のレベルアップに向けた研修会等の実施 R2消費生活相談の年度内完了率：99.7%	継続実施				
		消費相談の年度内完了率：99.0%以上	消費相談の年度内完了率：99.0%以上	消費相談の年度内完了率：99.0%以上	消費相談の年度内完了率：99.0%以上	
	● 効率的・効果的な運営体制の構築に向けた取組 ・国の動向を踏まえた、デジタル技術を活用した効率的・効果的な運営体制の検討・構築					
消費者啓発育成事業 消費者被害の未然防止等のための消費者の自立支援及び消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の効果的な推進を図ります。	● 年齢や特性に応じた消費者被害未然防止等のための消費者教育の展開 ・出前講座や講演会等の実施による消費者教育の展開	継続実施				事業推進
	● 消費生活に関する情報発信 ・情報誌、ホームページ、メールマガジン等による情報発信	継続実施				
	● 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育・啓発の実施 ・イベントや教育講座等による消費者教育・啓発の実施	継続実施				

施策1-2-2 交通安全対策の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 交通安全対策基本法に基づき、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、啓発活動で市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、年齢段階別に交通安全教室を実施するなど、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた取組を進めています。
- 交通事故の抑止を目的として、歩道設置や交差点改良、カーブミラーなどを整備し、歩行者の安全を確保するとともに、通学児童が交通事故に巻き込まれないよう、スクールゾーン対策等を実施しています。
- 市内の各駅周辺や商店街など、歩行者等の安全な通行を確保するための駐輪場の整備や、自転車等放置禁止区域の指定を行うとともに、自転車利用者の駐輪場への誘導、ルール・マナー等の啓発活動など、効果的・効果的な放置自転車対策の取組を進めています。



資料：市民文化局調べ



自転車の安全な乗り方教室

2 施策の主な課題

- 交通事故発生件数は減少していますが、依然として交通事故全体に占める高齢者関係事故件数の構成率が高いことや、自転車関係事故の割合が県内の構成率を上回っており、高齢者と自転車に関する交通事故防止対策が求められています。
- 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けた啓発活動について、社会のデジタル化に即した手法を取り入れていくことが求められています。また、自転車の放置は一定程度減少しているものの、夕方の買い物利用客等により自転車等が放置されている地域もあることから、ニーズに応じた駐輪場整備や一層の効果的・効果的な撤去業務等を進めていく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 特に事故構成率の高い高齢者と自転車利用者を含めた各世代に対する、交通事故防止に向けた交通安全教育の推進
- ★ デジタル化に即した交通安全啓発の推進
- ★ 歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備
- ★ 更なる放置自転車の削減に向けた効率的・効果的な対策の推進
- ★ 夕方の買い物利用者への放置対策に向けて、放置の状況を考慮した、重点的な撤去活動の推進

4 直接目標

- 市内の交通事故を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
交通事故発生件数 (神奈川県警交通年鑑)	3,696 件 (平成26 (2014) 年)	2,878 件 (令和 2 (2020) 年)	3,500 件以下 (平成29 (2017) 年)	3,200 件以下 (令和 3 (2021) 年)	2,878 件以下 (令和 7 (2025) 年)
放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	3,367 台 (平成27 (2015) 年度)	2,011 台 (令和 2 (2020) 年度)	3,200 台以下 (平成29 (2017) 年度)	2,800 台以下 (令和 3 (2021) 年度)	1,600 台以下 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。	●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ○各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報・啓発活動の実施 ・啓発活動の実施	継続実施				事業推進
	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催 ○幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施	R2開催数：301回 開催数：490回以上	開催数：490回以上	開催数：490回以上	開催数：490回以上	→
	●高齢運転者の交通事故防止を目的とした啓発活動の実施 ・運転適性検査及び認知・判断力講習会の開催	継続実施				→
	・啓発活動の実施	・啓発活動の充実				→
	●自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 ・巡回活動の実施	継続実施				→
	R2巡回数：194日					
	●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施 ○「スクールゾーン」・「文」の路面表示の補修・新設	R2路面表示：146件 路面表示：81件	路面表示：120件	路面表示：120件	路面表示：120件	→
	○通学路の電柱巻付表示の設置	R2電柱巻付表示：676件 電柱巻付表示：600件	電柱巻付表示：750件	電柱巻付表示：850件	電柱巻付表示：800件	→
	●交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施 ○高津区役所内相談ブースにおける専門相談員による交通事故相談の実施	・相談の実施 継続実施				→
	○中原区役所内相談ブースにおける弁護士による交通事故相談の実施	継続実施				→
	・相談の実施					
安全施設整備事業 交通事故の抑止を目的とした歩道設置や交差点改良、カーブミラー、区画線などを整備し、歩行者等の安全を確保します。	●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置	R2実績：1,485m 歩道設置延長：年1,000m以上	歩道設置延長：年1,000m以上	歩道設置延長：年1,000m以上	歩道設置延長：年1,000m以上	→ 事業推進
	●交通事故を抑止し、円滑な交通を促す交差点改良の実施	R2実績：9箇所 改良箇所数：年7箇所以上	改良箇所数：年7箇所以上	改良箇所数：年7箇所以上	改良箇所数：年7箇所以上	→
	●道路安全施設の整備及び維持補修 ・整備、維持補修の実施	継続実施				→

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

施策 1-2-2 交通安全対策の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
放置自転車対策事業 歩行者の安全な通行を確保するため、駐輪需要に応じた駐輪場整備や放置自転車の撤去など、総合的な対策を推進します。	●駐輪場等の整備推進 ・駐輪場不足地区への整備・拡充（宮崎台駅周辺、登戸駅周辺ほか） ・駐輪場の効率的な管理運営に向けた取組の推進	・駐輪需要に応じた駐輪場整備の推進 ・開発事業などに伴う代替駐輪場の再整備継続実施				事業推進
	●駐輪場再編に向けた検討 ・駐輪場の再編整備に向けた検討	・各施設の実態調査、カルテの作成・再編整備に向けた検討	・各施設の再編整備方針策定	・方針に基づく取組の推進		
	●放置対策・利用環境整備の推進 ・放置自転車対策の北部地区における一括委託化の推進 ・放置自転車の撤去、駐輪場への誘導、啓発活動の実施 ・放置禁止区域の指定（若葉台駅）	・北部地区における一括委託化の効果検証 ・撤去・啓発活動の拡充（重点箇所の設定）	・効果検証を踏まえた市内全域における一括委託化の推進			
	●保管所の再編整備の推進 ・保管所再編に向けた検討・とりまとめ	・保管所再編整備の推進		・総合的な駐輪場・保管所のあり方の検討		
踏切道改善推進調査事業 踏切事故の危険性を低下させるため、踏切の安全対策を進めます。	●踏切道改良促進法に基づく取組の推進 ・地方踏切道改良計画に基づく取組の推進	継続実施				事業推進
	●踏切道の安全性向上に向けた取組の推進 ・踏切道の調査及び対策内容の検討	継続実施				

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 市民生活に身近な鉄道駅周辺などを中心に、高齢者や障害者にも利用しやすい環境整備や、外国人等にも配慮した表示など、きめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。
- 高齢者や障害者など誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進や鉄道駅におけるホームドア等の整備に向けた取組を推進しています。また、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性の向上に向け、JR津田山駅の橋上駅舎及び自由通路の供用を開始するとともに、JR稲田堤駅の橋上駅舎化等の取組を推進しています。



JR 稲田堤駅橋上駅舎化完成イメージ



小田急小田原線登戸駅ホームドア

2 施策の主な課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に推進する「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」や国における「ユニバーサルデザイン2020行動計画」などを踏まえ、心のバリアフリーなども含めたユニバーサルデザインのまちづくりを推進する必要があります。
- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、引き続き、公共交通におけるバリアフリー化の促進や鉄道駅における安全性・利便性の向上等に取り組む必要があります。

3 施策の方向性

- ★ ユニバーサルデザインのまちづくりやソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進
- ★ 鉄道駅におけるホームドアの整備促進など、誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けた取組の推進

4 直接目標

- 誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
バリアフリー化すべき重要な特定の 道路※1の整備割合 (まちづくり局調べ)	35 % (平成26 (2014) 年度)	96 % (令和 2 (2020) 年度)	65 %以上 (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和 2 (2020) 年度)	100 % (令和 7 (2025) 年度)
市内法人タクシーに占めるユニバー サルデザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	2.5 % (平成26 (2014) 年度)	14.3 % (令和 2 (2020) 年度)	10 %以上 (平成29 (2017) 年度)	10 %以上 (令和 2 (2020) 年度)	25 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
誰もが安全・安心に公共施設※2 を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	49.1 % (平成27 (2015) 年度)	46.8 % (令和 3 (2021) 年度)	49.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49.7 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	50 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
駅利用者10万人以上の駅等にお けるホームドア等の累計整備番線 数 (まちづくり局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	14 番線 (令和 2 (2020) 年度)	—	—	36 番線以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 1 重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路

※ 2 公共施設：福祉のまちづくり条例第 2 条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
ユニバーサルデザイン推進事業 「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	● 誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進 ○ユニバーサルデザインの理解促進に向けた取組の推進 ・事業者等への普及啓発 継続実施 事業推進 ○「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」に基づく取組の推進 ・駅周辺や公共施設等での取組推進 継続実施 ● 「バリアフリー基本構想・推進構想」に基づくバリアフリー化の推進 ・構想の進捗管理 ・基本構想の評価手法の検討 継続実施 ・新川崎・鹿島田駅周 辺地区バリアフリー基本 構想の改定 ・バリアフリーマップの更新 継続実施 効果的な推進に向け た協議・調整					
ユニバーサルデザインタ クシー普及促進事業 ユニバーサルデザインタ クシーの普及を促進し、高 齢者や障害者など誰も が利用しやすい移動手 段の確保を図ります。	● ユニバーサルデザインタ クシーの普及促進 R2導入割合： 14.3% ・利用環境の向上及び 普及促進に向けた取 組の推進 事業推進 ● 拠点駅や公共施設等を中心としたユニバーサルデザインタ クシー対応乗り場整備の推進 ・協議調整 ・拠点駅周辺整備等 の機会を捉えた乗り場 整備に向けた調整 事業推進 ・大師橋駅前広場 整備完了 ・登戸駅、向ヶ丘遊園 駅前広場整備完了					

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
南武線駅アクセス向上等整備事業 鉄道による地域分断の改善や踏切を利用する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図ります。	●JR稲田堤駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・自由通路及び橋上駅舎の整備推進		・自由通路及び橋上駅舎の整備完了	・駅前外構工事完了（事業完了）		
	●JR中野島駅及びJR久地駅の駅アクセス向上の取組の推進 ・事業化に向けた取組の推進	継続実施				事業推進
鉄道駅ホームドア等整備事業 高齢者や障害者等をはじめとする駅利用者のホームからの転落やホーム上の列車接触事故を防止するため、鉄道事業者によるホームドア等の整備を促進し、安全で安心な交通環境の整備を促進します。	●ホームドア等の整備促進による転落・接触事故の防止 ○ホームドア等の整備促進に向けた鉄道事業者との協議、調整 ・協議、調整	継続実施				事業推進
	○補助制度等を活用した整備の促進 ・整備完了（予定） （JR京浜東北線川崎駅、JR南武線武蔵小杉駅、小田急小田原線登戸駅（上り））	・整備完了 （JR南武線武蔵溝ノ口駅（本線 2 線）、JR南武線登戸駅（本線 2 線））	・整備完了 （JR南武線川崎駅、JR南武線武蔵中原駅（本線 2 線）、JR南武線武蔵新城駅）			

総論

10 年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、その他の道路施設については、「道路維持修繕計画」や「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、事故を未然に防止し、常に安全で良好な状態で利用できるよう着実に修繕・点検を実施しています。
- 河川・水路については、激甚化・頻発化する水害及び施設の老朽化への対応が急務となっていることから、水害の防止と施設の機能保全に向け、「河川維持管理計画」に基づいた計画的な維持管理を行っています。
- 道水路台帳図のデジタル化を図るとともに、台帳図を効率的に管理し活用するシステムを構築し、専用端末機の設置やホームページでの公開など、新たな情報提供サービスを実現しました。



道路施設点検の状況



護岸変化の状況

2 施策の主な課題

- 市民生活や経済活動の根幹である道路、橋りょうや、河川施設、水路等インフラ施設の老朽化の進行に伴い、健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、点検や修繕を効率的・効果的に進める必要があります。
- 道路等について、効率的な管理や災害時の早期復旧が可能となるよう、地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載するなど、利活用の促進に向け、システムの機能向上を図る取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進
- ★ 持続可能で効率的な維持管理による施設等の長寿命化の推進
- ★ 道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進

4 直接目標

- 誰もが安全、快適に道路を利用できる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
道路施設の健全度 (5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	73 % (平成26 (2014) 年度)	92 % (令和2 (2020) 年度)	81 %以上 (平成29 (2017) 年度)	93 %以上 (令和3 (2021) 年度)	98 %以上 (令和7 (2025) 年度)
地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数 (建設緑政局調べ)	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	—	—	58,000 点以上 (令和7 (2025) 年度)
不法占拠解消の累計件数 (令和3 (2021) 年3月末時点の不法占拠件数1,313件) (建設緑政局調べ)	90 件 (平成26 (2014) 年度)	523 件 (令和2 (2020) 年度)	330 件以上 (平成29 (2017) 年度)	650 件以上 (令和3 (2021) 年度)	970 件以上 (令和7 (2025) 年度)
不法占拠者への指導の年間実施回数 (建設緑政局調べ)	第3期実施計画から新たに設定	264 回 (令和2 (2020) 年度)	—	—	500 回以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 成果指標の「被災時の復旧に寄与する道路台帳の割合」は、第2期実施計画期間内に、目標を達成したため、第3期実施計画の成果指標の掲載からは除外しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
計画的な道路施設補修事業 誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図ります。	●「道路維持修繕計画」に基づく取組の推進 ・実施プログラムに基づく計画的な修繕と定期点検の実施（幹線道路の舗装、トンネル、道路擁壁、道路照明、横断歩道橋等） ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく取組の推進（修繕工事、補修工事、橋りょう点検等） ・実施プログラムに基づく計画的な取組	継続実施				事業推進
		・「道路維持修繕計画」の検証	・「道路維持修繕計画」の改定			
河川・水路維持補修事業 治水安全度の確保のため、河川・水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。	●河川・水路施設の適切な維持管理の推進 ・「河川維持管理計画」の改定（予定）	・計画に基づく補修や維持管理の推進 ・上河原堰堤の機械・電気施設更新工事				事業推進
		・上河原堰堤の耐震補強工事及び扉体の長寿命化工事				完成予定 (R9) (2027)

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
道水路不法占拠対策事業 不法に占有されている本市が管理する道路敷、水路敷及び河川敷の実態を把握し、除却指導や法的措置などを実施することによって不法占拠の解消を進めます。	●不法占拠対策に向けた取組の推進 ○不法占拠の予防と早期発見に向けた取組の推進 ●道路パトロール等の実施 ●不法占拠者への指導の実施 ○継続的な除却指導 ●解消困難案件への対応 ○解消困難な案件に対する法的措置の実施及び優先度をつけた指導の実施	継続実施				事業推進
道水路台帳整備事業 道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率的な執行を図り、適正な管理を推進します。	●システムの機能向上の推進 ○機能の追加拡充 ●土地境界確定等業務の効率的な執行 ○業務の実施 ●境界標、公共基準点の保全 ○保全の実施 ●測量成果の適正管理 ○適正管理	●道水路境界座標値データのシステム搭載 - 継続実施 - 継続実施 - 継続実施				事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

1 政策の方向性

- 水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。
- 今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
上下水道サービスについて満足している市民の割合 (市民アンケート)	60.6%	62.3%	65%以上

3 施策の体系

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上

施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上



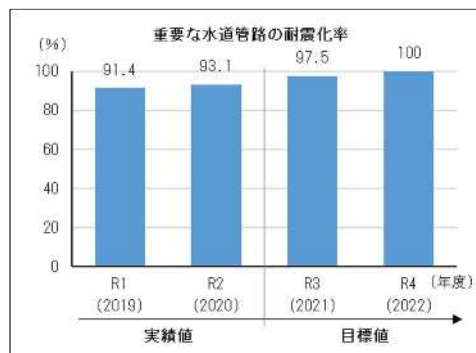
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- いつでも安心して使用することのできる水道水を安定して供給するとともに、大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、平成30（2018）年度に末吉配水池や宮崎配水塔などの更新・耐震化を完了しました。引き続き配水池・配水塔などの更新・耐震化を進め、重要給水施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化に取り組んでいます。
- 応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小・中学校に、給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備を進めています。
- 良質で安全な水道水を安定して供給できるよう、水道水の安全性に影響を及ぼす可能性のある要因を抽出し、水源から給水栓まで徹底した水質管理を実施するとともに、上下水道局ホームページなどで水道水の水質に関する情報を提供しています。また、塩素臭の少ないおいしい水の供給に向けて、残留塩素濃度の低減・平準化に取り組んでいます。
- 将来にわたり持続可能な工業用水道を実現するため、耐震性及び経年度などを考慮し、施設・管路の更新・耐震化を計画的に実施しています。



資料：上下水道局調べ



給水栓における水質管理

2 施策の主な課題

- 水道施設においては、令和4（2022）年度までに配水池・配水塔の耐震化を完了させる予定ですが、引き続き送水管などの更新や事故等に備えたバックアップ機能強化・断水リスク軽減のための管路等を整備する必要があります。
- 工業用水道施設においては、浄水場などの主要施設に対して、大規模地震や激甚化・頻発化する風水害などの災害時でも機能を確保できるよう耐震化や浸水対策を実施するとともに、臨海部の企業動向や将来の工業用水道の需要動向を踏まえた施設・管路の更新・耐震化に向けて検討を進める必要があります。
- 大規模な災害に備え、地域防災計画で避難所や地域防災拠点に指定しているすべての市立小・中学校等に開設不要型の応急給水拠点を整備するとともに、更なる利便性の向上に向けて応急給水拠点の拡充を図る必要があります。

- 最新の科学的知見に基づき、水道水質基準は常に見直しが行われています。良質で安全な水の安定供給のためには、水源水質の保全対策を継続するとともに、きめ細かな水質管理・検査体制を維持・継続する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 老朽化した水道施設・管路の更新及び耐震化の推進
- ★ 大規模災害に備えた応急給水拠点の整備及び更なる利便性の向上の推進
- ★ 良質で安全な水の安定供給に向けた水質管理の徹底
- ★ 主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策の推進及び長期的需要動向を踏まえた施設・管路の将来構想の検討

4 直接目標

- 安全でおいしい水を安定的に供給する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
重要な管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	70.6 % (平成26 (2014) 年度)	93.1 % (令和 2 (2020) 年度)	85.1 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.5 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	100 % (令和 4 (2022) 年度)
管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	36.7 % (令和 2 (2020) 年度)	—	38.3 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	44.9 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
災害時の確保水量※ (上下水道局調べ)	2.8 万㎡ (平成26 (2014) 年度)	16.4 万㎡ (令和 2 (2020) 年度)	11.1 万㎡以上 (平成29 (2017) 年度)	16.4 万㎡以上 (平成30 (2018) 年度)	16.6 万㎡ (令和 6 (2024) 年度)
開設不要型応急給水拠点の整備率 (上下水道局調べ)	7.6 % (平成26 (2014) 年度)	55.2 % (令和 2 (2020) 年度)	26.2 %以上 (平成29 (2017) 年度)	66.1 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	100 % (令和 5 (2023) 年度)
工業用水道の浄水場等連絡管整備率 (上下水道局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	第 3 期実施計画 から新たに実施	—	—	100 % (令和 7 (2025) 年度)

※ 災害時の確保水量は、第 1 期実施計画では、確保水量の目標値を 1 人 1 日 3 リットルを使用する想定で、何日分確保されているかを示していましたが、計画確保水量の達成状況に関わらず、将来推計人口の変動の影響を受けるため、第 2 期実施計画からは指標管理を水量に見直しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
主要施設の更新・耐震化事業 配水池・配水塔など主要な水道施設の耐震化や災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等を進めます。	●主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ○黒川高区配水池の耐震化 ・耐震化の着手 ・耐震化の完了 ○千代ヶ丘配水塔の更新・耐震化 ・2号塔耐震化の着手 ・2号塔耐震化の完了 ○長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化 ・更新・耐震化の推進 - 継続実施					事業推進
	●災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等の推進 ○黒川高区配水池への整備 ・整備の着手 ・整備の完了 ○千代ヶ丘配水塔への整備 ・整備の着手			・整備の完了 - 災害時の確保水量：16.6万m³		
送・配水管の更新・耐震化事業 老朽化した送・配水管や重要な管路の計画的な更新・耐震化を実施するほか、事故等に備えた管路の整備を実施します。また、応急給水拠点の整備や利便性向上の取組を進めます。	●老朽化した送水管・配水管の計画的な更新の推進 ○送水管・配水管の更新 ・更新の推進 - 継続実施 ○水道基幹管路のバックアップ機能強化のための二重化・ネットワーク化の推進 ・整備の推進 - 継続実施 ●重要施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管などの「重要な管路」*の耐震化の推進 ・重要な管路の耐震化 ・整備の完了 - の推進 - R2重要な管路の耐震化率：93.1% - 重要な管路の耐震化率：100% ●優先度等を考慮して選定する「新たな重要な管路」*の耐震化の推進 ・耐震化路線の検討 ・耐震化の推進 ●更新時期を迎えた配水管の計画的な更新・耐震化の推進 ・更新・耐震化の推進 - 継続実施 - R2管路の耐震化率：36.7% ●給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備の推進 ・市立小中学校22校 ・市立小中学校28校 ・市立小中学校27校 ・配水池・配水塔など1カ所 ・配水塔1カ所 - 整備率：100% ●応急給水拠点の利便性向上の推進 ・整備箇所の検討					事業推進
給水管の更新事業 漏水の主な原因となっている老朽給水管を更新するとともに、輻輳する老朽給水管の解消を実施します。	●給水管更新の推進 ○家屋の建替え等に合わせた老朽給水管の更新の推進 ・更新の推進 - 継続実施 ○配水管の新設による輻輳する老朽給水管の解消の実施 ・取組の推進 - 継続実施					事業推進

※ 災害医療や避難対策及び災害対応における給水の重要性を考慮して選定した重要な施設への供給ルート等である「重要な管路」の耐震化が令和4年度に完了見込のため、新たに災害救助活動における給水の重要性を考慮した重要な施設への供給ルート等を検討し、「新たな重要な管路」として耐震化を推進します。

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
水道水質の管理業務 良質で安全な水道水をご家庭に届けるため、水源から給水栓までの徹底した水質管理や塩素臭の少ないおいしい水の供給に向けた取組を継続して実施します。	●「水安全計画」による総合的な水質管理の実施 ○水源から給水栓までの水質管理の実施 ・水質管理の実施	継続実施				事業推進
	●「水質検査計画」に基づく水質検査の実施と情報提供 ○水道基準に係る定期検査や水道自動測定による毎日検査の実施 ・水質検査の実施	継続実施				
	○水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の認定による検査精度と信頼性の確保 ・取組の推進	継続実施 ・水道GLPの認定更新				
	○ホームページ等を通じた水道水の水質に関する情報の提供 ・水質関連情報の提供	継続実施				
	●塩素臭の少ないおいしい水の供給への取組 ・残留塩素低減化に向けた取組の推進	継続実施				
工業用水道施設の整備事業 浄水場など主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策を実施するとともに、将来の需要動向を踏まえ、施設・管路の更新に向けた検討を進めます。	●老朽化した工業用水道管路の更新等の推進 ○老朽化した管路の更新 ・更新の推進	継続実施				事業推進
	●断水リスク低減等を目的とした送水管の二重化・ネットワーク化の推進 ○工業用水道基幹管路のバックアップ機能強化のための二重化・ネットワーク化 ・整備の検討		整備の着手			整備の完了 工業用水道の浄水場等連絡管整備率：100%
	●需要動向を踏まえた工業用水道施設・管路の将来構想の検討 ・送水管の更新に向けた検討	浄水場・送水管の更新に向けた検討				更新の着手
	●工業用水道施設の耐震化及び浸水対策の推進 ○長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化 ・更新・耐震化の推進	継続実施				事業推進
	○施設の浸水対策 ・対策の着手					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成



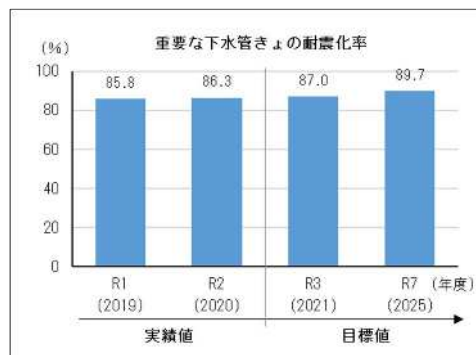
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化を進め、川崎駅以南の地域は令和3（2021）年度までに整備を完了し、その他の地域においても整備を推進しています。また、水処理センター・ポンプ場において管理棟の耐震化を行い、大規模地震発生時にも施設を運転・制御する機能の確保を令和元（2019）年度までに完了しました。引き続き、揚水機能の確保などを目標とした耐震化を推進しています。
- 都市化の進展による雨水流出量の増大や気候変動の影響による短時間・局地的な大雨など、雨の降り方の変化などにより浸水被害が発生していることを踏まえ、浸水リスクの高い重点化地区の対策を推進するとともに、局地的な対策として、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた対策などを推進しています。
- 東京湾における富栄養化の原因となっている窒素やリンの排出量を削減できる高度処理について、平成30（2018）年度に入江崎水処理センター（西系）の高度処理化を完了しました。引き続き、等々力水処理センターなどへの導入を推進しています。
- 合流式下水道は雨天時に処理しきれない下水が川や海に放流されるしゅみのため、雨天時の放流回数を減らすなどの改善対策として、平成30（2018）年度に大師河原貯留管の整備を完了しました。引き続き、大師河原ポンプ場の改築及び六郷遮集幹線の整備を推進しています。
- 健全な下水道機能を継続的に維持していくため、令和2（2020）年度からアセットマネジメントの本格的な運用を開始し、管きよの不具合による道路陥没や設備故障による水処理センター・ポンプ場の機能停止などのリスクと再整備や改築に要するコストのバランスを考慮しながら、中長期的な視点を踏まえ、計画的な老朽化対策を推進しています。



資料：上下水道局調べ



大師河原貯留管

2 施策の主な課題

- 今後想定される首都直下地震等の巨大地震に備え、被災時の市民生活への影響を最小限に抑えるため、被災時に必要となる下水道機能に重点化を図り、計画的かつ効率的に下水道施設の地震対策を進めていく必要があります。
- 近年の激甚化・頻発化する風水害に備え、引き続き、浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用や、老朽化対策も考慮した効率的・効果的な浸水対策を進めるとともに、局地的な対策として、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた中長期対策などの検討を進める必要があります。
- 東京湾では下水処理水などに含まれる窒素やりんを原因として富栄養化が進み、赤潮などの被害が依然として発生しているなど、更なる水質改善が必要な状況であることから、東京湾の水質環境基準の達成に向け、「東京湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、水処理センターの高度処理化を進める必要があります。
- 合流式下水道については、下水道法施行令において令和5（2023）年度までに達成すべき技術上の基準が定められているなど、公共用水域の水質の改善に向けた着実な事業の推進が求められています。
- 昭和初期から整備を進めてきた下水道施設は、老朽化による劣化が進行していることから、施設の劣化状況を適切に把握しつつ、リスクとコストのバランスや中長期的な視点を踏まえて、計画的に老朽化対策を進めることが求められています。
- 下水道事業は、下水処理の過程で多くの電力を消費するとともに、温室効果ガスを排出していることから、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けて、施設・設備の更新等に合わせた省エネルギー化や、温室効果ガス排出量のより一層の削減が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 下水道の管きよ・施設の地震対策の推進
- ★ 重点化地区や令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた局地的な浸水対策等の推進
- ★ 水処理センターの高度処理化の推進
- ★ 下水道法施行令への対応に向けた合流式下水道の改善
- ★ 下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進
- ★ 下水道事業における地球温暖化対策の推進

4 直接目標

- 地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
重要な管きよの耐震化率※ ¹ (上下水道局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	市内全域 86.3 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	市内全域 89.7 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
	川崎駅以南の地域	川崎駅以南の地域 99.2 % (令和 2 (2020) 年度)	川崎駅以南の地域 67.2 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	川崎駅以南の地域 100 % (令和 元 (2019) 年度)	川崎駅以南の地域 100 % (令和 7 (2025) 年度)
	川崎駅以北の地域 第 2 期実施計画 から新たに設定	川崎駅以北の地域 4.6 % (令和 2 (2020) 年度)	川崎駅以北の地域 —	川崎駅以北の地域 9.6 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	川崎駅以北の地域 28.4 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きよの耐震化率 (上下水道局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	59.7 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	89.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
浸水対策実施率 (丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区) (上下水道局調べ)	22.6 % (平成 26 (2014) 年度)	100 % (令和 2 (2020) 年度)	57.8 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	100 % (平成 30 (2018) 年度)	100 % (令和 7 (2025) 年度)
浸水対策実施率 (三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区) (上下水道局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	24.3 % (令和 2 (2020) 年度)	—	29.3 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	40.8 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数※ ² (令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率 (想定)) (上下水道局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	5 対策 (64.4%) (令和 2 (2020) 年度)	—	—	7 対策 (65.2%) (令和 7 (2025) 年度)
合流式下水道改善率 (雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策) (上下水道局調べ)	68.5 % (平成 26 (2014) 年度)	73.5 % (令和 2 (2020) 年度)	73.5 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	73.5 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	100 % (令和 5 (2023) 年度)
高度処理普及率 (上下水道局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	34.5 % (令和 2 (2020) 年度)	—	59.3 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	100 % (令和 6 (2024) 年度)
管きよ再整備率 (管きよ再整備重点地域) (上下水道局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	35.3 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	39.8 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
温室効果ガス排出量の削減割合 (2013年度比) (上下水道局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	▲21.6 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	▲27.7 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 1 川崎駅以北の地域は、耐震化が必要な重要な管きよ (耐震診断結果により耐震性を有する管きよは除く：平成 30 (2018) 年度末時点) を対象とした成果指標とします。

※ 2 令和元年東日本台風により水害が発生した排水樋管周辺地域 (山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域) における浸水対策について、短期対策、当面の対策、中期対策 (計 11 対策) の内、令和 7 (2025) 年度末までの目標を定め、取組の推進をめざします。なお、中期対策 (4 対策) が供用された場合 (令和 9 年 (2027) 年度予定)、床上浸水面積は 75.4%解消する見込みです。

6

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
下水道の管きよ・施設の地震対策事業 避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な下水管きよや水処理センター・ポンプ場の耐震化などを推進します。	●重要な管きよの耐震化の推進 ・耐震化の推進 - R2重要な管きよの耐震化率：86.3%（市全域）、99.2%（川崎駅以南）4.6%（川崎駅以北） ●水処理センター、ポンプ場の耐震化の推進 ○汚水揚水機能の確保に向けた取組の推進 ・取組の推進（大島ポンプ場ほか） ・取組の推進（麻生水処理センター、小向ポンプ場ほか） ○消毒機能の確保に向けた取組の推進（入江崎水処理センター） ・取組の推進 ●污泥圧送管の地震対策の推進 ・耐震化の推進	継続実施				事業推進
浸水対策事業 浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用等の浸水対策を推進するほか、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた対策などを推進します。また、外水氾濫等の発生時における下水道施設の機能確保に向けた対策を推進します。	●重点化地区における雨水管きよなどの整備の推進 ○重点化地区（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）における浸水対策の推進 ・浸水対策の推進 - R2浸水対策実施率：24.3% ●局地的な浸水箇所における対策の推進 ○排水樋管周辺地域における浸水シミュレーションに基づく浸水対策の推進 ・山王排水樋管周辺地域におけるバイパス管整備 ・中期及び長期対策などの取組の推進ほか - R2浸水対策累計実施数：5対策 ○個別の状況確認を踏まえた対策の推進 ・対策の推進 ●下水道施設の浸水対策（耐水化）の推進 ・耐水化計画の策定 ・耐水化の推進	継続実施	バイパス管の整備完了			事業推進
高度処理事業 これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やリンの排出量を削減できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。	●水処理センターの施設整備による更なる高度処理化の推進 ○等々力水処理センターの更なる高度処理化の推進 ・取組の推進 ●既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な高度処理の導入に向けた取組の推進 ○入江崎水処理センター（東系）における段階的な高度処理の導入に向けた取組の推進 ・取組の推進 - R2高度処理普及率：34.5%	継続実施				事業推進
合流式下水道の改善事業 合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備や遮集幹線[※]の能力増強に向けた整備などを推進します。	●合流式下水道の改善の推進 ○大師河原地区における合流式下水道の改善事業の推進 ・大師河原ポンプ場の改築の推進（汚水系統の切替） ○六郷遮集幹線の整備の推進 ・整備の推進 - R2合流式下水道改善率：73.5% ●合流式下水道の改善事業の評価		改築（汚水系統の切替）の完了			事業推進
			整備完了 合流式下水道改善率：100%			事後評価の完了（R8）（2026）
				事後評価		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 施設の劣化状況を適切に把握し、中長期的な視点を踏まえ、リスクとコストのバランスを考慮しながら最適な下水道の管きよ・施設の再構築や再整備を行い、老朽化対策を進めるとともに、脱炭素化に向けた取組を推進します。また、未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	●老朽化した下水管きよの計画的な再整備の推進					事業推進
	・管きよ再整備重点地域における計画的な再整備の推進 R2管きよ再整備率：35.3%	継続実施				
	・汚泥圧送管の計画的な再整備の推進	継続実施				
	●水処理センター・ポンプ場の設備更新や再構築の推進					整備完了予定（R8）（2026）
	・設備更新の推進（渡田ポンプ場ほか）	継続実施				
	・入江崎総合スラッジセンター 1 系汚泥処理施設などの再構築の推進	継続実施				
	●アセットマネジメントの運用					事業推進
	・アセットマネジメントシステムの運用	継続実施				
	●設備更新や再構築に合わせた温室効果ガス削減の推進					
	・省エネ・創エネ機器の導入等による温室効果ガス排出削減に向けた取組の推進 R2温室効果ガス排出量の削減割合：21.6%	継続実施				
	●未普及地域解消の推進					
	・未普及地域解消に向けた下水道整備の推進	継続実施				

※ 遮集幹線：合流式下水道の管きよの中で、晴天時は汚水を、雨天時は汚水と一定量の雨水を水処理センターまで送る幹線

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

政策 1 - 4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

1 政策の方向性

- ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	20.7%	28.2%	25%以上 <30%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 1 - 4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

施策1-4-1 総合的なケアの推進

施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実

施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

施策1-4-4 障害福祉サービスの充実

施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進

施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

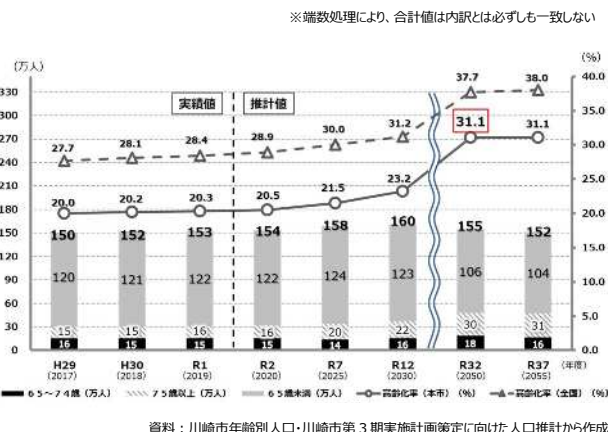
施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり

施策1-4-1 総合的なケアの推進



1 これまでの主な取組状況

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、将来のあるべき姿の合意形成を図り、地域内において多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的に行動できるように考え方の共有を進め、「システム構築」につなげています。
- 各区に設置した地域みまもり支援センターについて、地域における更なる取組の周知とともに、関係機関との連携強化を進めるため、区役所の保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称し、市民が抱えるさまざまな生活課題への対応に取り組んでいます。
- 地域みまもり支援センターによる、更なる「地域力の向上」に向け、各区で作成している地区カルテを活用し、地域の担い手づくり及び地域活動の支援などの地域マネジメントに取り組んでいます。



2 施策の主な課題

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有を引き続き進めるとともに、将来のあるべき姿の合意形成を図り、地域内の多様な主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動を行えるよう、住民が主役の地域づくりを進めることが必要です。
- 高齢化による要支援・要介護者の拡大が見込まれる中で、介護・生活支援サービスに対する需要に対応できる持続可能なサービス提供のしくみづくりや、ICTを活用した医療・介護データに基づく健康づくり・介護予防に向けた取組が求められています。
- 増加傾向にある、医療ニーズを有する高齢者への在宅療養の提供や看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援するためのしくみの充実が課題になっています。
- 急速な高齢化が進む中、年齢や障害等の状況が変わっても、住み慣れた地域や自らが望む場で質の高い生活を送り続けるために継続的なサポートを受けられるよう、全世代・全対象型の支援を提供していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活行動の変化を踏まえながら、困りごとを抱えた人が取り残されないよう、着実に個別支援を進めるとともに、支え合い・助け合い等による地域力の向上をめざし、地域のつながりを保つための取組が必要です。
- 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、地域の相談拠点と専門医療機関の連携による相談支援体制とともに、認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、身体合併症への対応などを図る医療体制を強化する必要があります。
- 増加傾向にある大規模災害の発生に備え、要援護者の援護体制の強化を図る必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進
- ★ 地域内の多様な主体が、地域における将来のあるべき姿を共有し、具体的な行動を行えるように、考え方を地域全体で共有
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活行動の変化を踏まえた、地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合い等、地区カルテを活用した地域マネジメントの推進
- ★ 医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養・看取りのしくみづくりの推進
- ★ 対象者を年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーションと高齢者の自立支援や効果的な介護予防の推進
- ★ 認知症の予防、早期発見・対応に向けた普及啓発と、認知症の人と家族を支える支援ネットワークの構築
- ★ 高齢者・障害者等の災害時援護体制の整備に向けた取組の推進

4 直接目標

- 多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
高齢者のうち、介護を必要とする人 (要介護・要支援認定者)の割合※1 (健康福祉局調べ)	17.07 % 前期高齢者 4.82 % 後期高齢者 32.02 % (平成26 (2014) 年度)	19.02 % 前期高齢者 4.79 % 後期高齢者 32.99 % (令和 2 (2020) 年度)	18.40 %以下 前期高齢者 4.81 %以下 後期高齢者 32.59 %以下 (平成29 (2017) 年度)	19.18 %以下 前期高齢者 5.15 %以下 後期高齢者 33.04 %以下 (令和 2 (2020) 年度)	22.09 %以下 前期高齢者 4.52 %以下 後期高齢者 34.73 %以下 (令和 7 (2025) 年度)
地域包括ケアシステムの考え方の理 解度※2 (市民アンケート)	10.1 % (平成27 (2015) 年度)	9.2 % (令和 3 (2021) 年度)	16.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	32.0 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	42.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
地域包括ケアシステムの構築に向け た、地域みまもり支援センターの認 知度 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	31.0 % (令和元 (2019) 年度)	—	—	50.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
在宅チーム医療を担う人材育成研 修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	308 人 (平成26 (2014) 年度)	1,007 人 (令和 2 (2020) 年度)	750 人以上 (平成29 (2017) 年度)	1,350 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	1,750 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
介護予防の取組として、地域の活 動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	10.6 % (平成25 (2013) 年度)	11.0 % (令和元 (2019) 年度)	10.6 %以上 (平成28 (2016) 年度)	15.0 %以上 (令和元 (2019) 年度)	20.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	90.5 % (平成27 (2015) 年 4 月)	83.1 % (令和 2 (2020) 年 4 月)	96.2 %以上 (平成30 (2018) 年 4 月)	97.2 %以上 (令和 4 (2022) 年 4 月)	98.2 %以上 (令和 8 (2026) 年 4 月)
民生委員児童委員の認知度 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	53.9 % (令和元 (2019) 年度)	—	—	70.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
認知症サポーター累計養成者数 (健康福祉局調べ)	24,034 人 (平成26 (2014) 年度)	70,024 人 (令和 2 (2020) 年度)	35,900 人以上 (平成29 (2017) 年度)	78,480 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	110,480 人以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 1 第 2 期実施計画から、前期高齢者と後期高齢者のそれぞれに占める要介護・要支援認定者の割合を目標値として設定しています。

※ 2 ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいかが分かっていることとしています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
地域包括ケアシステム推進事業 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施 ・リーフレットやポータルサイト、マンガなど、多様な手法と幅広い広報媒体を活用した様々な世代に向けた普及啓発の推進	継続実施				・「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の第2段階のシステム構築期（R7年度）の成果や課題等の検証
	●民間企業を含めた多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進 ○地域包括ケアシステム連絡協議会の開催 ・連絡協議会の開催による「顔の見える関係づくり」の推進 開催回数：2回 ・ワーキンググループによる新たな地域資源や取組の開発、協議会全体に波及する取組の検討	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	開催回数：2回	・団塊ジュニア世代が高齢者となるR22年を見据えた第3段階の進化期における取組の方向性の整理
	○地域包括ケアシステム懇話会の開催（交流会・講演会） 開催回数：2回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	
	●小地域における地域マネジメントの取組推進 ・各区における地区カルテを活用した地域課題の把握と地域との関係主体との共有・解決の支援	継続実施				
	・コミュニティ施策と連携した地域資源の開発・支援・コーディネート等の推進	継続実施				
	●住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり ・包括的相談支援モデル検討プロジェクトチームによる相談支援体制の検討	・多機関連携支援モデルを活用した相談支援体制の充実に向けた取組の推進 ・重層的な支援体制の構築に向けた取組の推進				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

施策 1-4-1 総合的なケアの推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
介護予防事業 高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。	●地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施 ・要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 ・要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成	継続実施				事業推進
	●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ・介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発	継続実施				
	●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ・介護予防や重度化防止に向けた「いい元気広場事業」によるフレイル予防の普及啓発	継続実施				
	●地域リハビリテーション支援拠点による介護予防の推進に向けた支援の実施 ・第 1 期地域リハビリテーション支援拠点の運営開始	・地域リハビリテーション支援拠点の取組効果と実施体制の検証 ・地域リハビリテーション支援拠点によるケアマネジャー支援、地域の介護予防活動の支援	・検証結果に基づく第 2 期地域リハビリテーション支援拠点の整備に向けた検討	・第 2 期地域リハビリテーション支援拠点の運営開始	・地域リハビリテーション支援拠点の取組効果と実施体制の検証	
	・支援の質の向上の取組の推進 ・相談支援・ケアマネジメント会議との連携による支援の質の向上に向けた取組の検討	・相談支援・ケアマネジメント会議との連携による研修等の実施				

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発とともに、医療と介護の連携、ネットワークや認知症サポーターを活用した支援などについて、認知症の人や家族の視点を重視しながら取り組みます。	●認知症対応力向上に向けた各種研修の開催						
	R2認知症介護指導者養成研修受講者数：2人	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	受講者数：2人以上	→ 事業推進	
	R2認知症サポート医養成研修受講者数：6人	受講者数：6人以上	受講者数：6人以上	受講者数：6人以上	受講者数：6人以上	→	
	R2フォローアップ研修受講者数：30人	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	受講者数：30人以上	→	
	R2かかりつけ医研修受講者数：50人	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	受講者数：50人以上	→	
	R2病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：200人	受講者数：200人以上	受講者数：200人以上	受講者数：200人以上	受講者数：200人以上	→	
	●早期診断・早期対応に向けた取組						
	・認知症疾患医療センターの2か所増設（計4か所）による地域の医療提供体制及び連携体制の強化	・認知症疾患医療センターによる地域医療の提供及び連携の推進					→
	・認知症訪問支援チームによる支援の実施	継続実施					→
	・軽度認知障害（MCI）スクリーニング検査モデル事業の実施	・モデル事業の実施と結果検証	・検証結果を踏まえた事業の検討と本格実施				→
	●認知症高齢者等の生活支援の実施						
	○認知症サポーター養成講座の実施	R2受講者数：8,000人	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	受講者数：8,000人以上	→
	○認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながる支援の実施						
	・若年性認知症ガイドブック、認知症ケアバス等の普及	継続実施					→
	・認知症カフェの普及	継続実施					→
	・若年性認知症支援コーディネーターによる就労継続等の支援の実施	継続実施					→
	・認知症の人・家族と認知症サポーター等の支援者をつなぐ「チームオレンジ」の整備に向けた検討	・地域の多様な主体との連携による「チームオレンジ」の整備に向けた検討	→			・地域の多様な主体との連携による「チームオレンジ」の整備・支援の実施	→
	●介護者の負担軽減に向けた取組の推進						
	○認知症介護経験者によるピアカウンセリングや専門医療相談等の実施						
	・認知症コールセンターの運営	継続実施					→
	○行方不明高齢者等の早期発見と介護者の負担軽減に向けた取組の推進						
	・「認知症等行方不明SOSネットワーク事業」の実施	継続実施					→
	・認知症事故救済制度のあり方の検討	→			・検討結果に基づく取組の推進		→

施策 1-4-1 総合的なケアの推進

事務事業名	事業内容・目標					
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
在宅医療連携推進事業 医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。	●24時間365日の在宅医療推進のしくみづくり ○多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成 R2在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者数：累計1,150人					
	受講者数：累計1,300人以上	受講者数：累計1,450人以上	受講者数：累計1,600人以上	受講者数：累計1,750人以上	事業推進	
	○各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進 ・在宅療養調整医師の配置（7名）					
	継続実施					
	●医療と介護の連携に向けたしくみづくり ○在宅療養推進協議会における多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施 協議会開催回数：3回					
	協議会開催回数：3回	協議会開催回数：3回	協議会開催回数：3回	協議会開催回数：3回	事業推進	
	○円滑な多職種連携による、日常の療養や退院、急変時における、より良いケアの提供の推進 ・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり					
	継続実施					
	○多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進 ・在宅医療サポートセンターの運営					
	継続実施					
地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いのしくみづくりの推進 ○地域見守りネットワークの広報の実施 ・市政だより等による広報					
	継続実施					事業推進
	○協力民間事業所の拡充に向けた取組の実施 R2協力事業者数：69か所					
	協力事業者数：75か所以上	協力事業者数：78か所以上	協力事業者数：81か所以上	協力事業者数：84か所以上	事業推進	
	○人命救助につながった協力民間事業者への表彰 R2表彰者数：3件					
	継続実施					
	●総合リハビリテーション推進センターを中心とする取組の推進 ・市内全体の支援力向上に向けた総合的な課題の整理と検討					
	市内全体の支援力向上に向けた総合的な取組の実施					事業推進
	●地域リハビリテーションセンターにおける支援の実施 ○全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築に向けた取組の推進 ・個人、支援機関等に対する専門的な相談支援の実施					
	継続実施					
地域リハビリテーション推進事業 総合リハビリテーションセンターを中心に、対象者を年齢や疾病、障害の種別で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築に向けた取組を進めます。	相談支援（機関支援含む）の年間延べ件数：約39,000件					
	相談支援（機関支援含む）の年間延べ件数：39,000件以上	相談支援（機関支援含む）の年間延べ件数：39,000件以上	相談支援（機関支援含む）の年間延べ件数：39,000件以上	相談支援（機関支援含む）の年間延べ件数：39,000件以上	事業推進	
	●地域リハビリテーション体制構築に向けた人材育成の実施 従事者向け研修の実施回数：90回					
	従事者向け研修の実施回数：70回以上	従事者向け研修の実施回数：70回以上	従事者向け研修の実施回数：70回以上	従事者向け研修の実施回数：70回以上	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
災害救助その他援護事業 災害時に、高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用等や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図ります。	●災害時の要援護者に対する支援の実施 ・災害時の緊急入所の検討と実施 ・個別避難計画の作成支援の制度設計・実施 ・医療的ケア児者の災害時電源確保に向けた取組の検討・実施	・災害時の緊急入所の実施 ・個別避難計画の作成支援の制度設計・実施 ・医療的ケア児者の災害時電源確保に向けた取組の実施	・個別避難計画の作成支援の実施			事業推進
	●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充 ・地域リハビリテーションセンターへの二次避難所の設置 ・二次避難所の物資・備蓄品の整備、感染症を踏まえた開設訓練の実施	・地域リハビリテーションセンターの二次避難所の運営 - 継続実施				
	●大規模災害時の福祉拠点機能の強化に向けた「災害福祉ガイドライン」に基づく取組の推進 ・災害福祉調整本部の設置と災害福祉システム構築・仮運用 ・他都市からの受援体制の検討と福祉施設の業務継続計画（BCP）作成支援の実施	・災害福祉調整本部と災害福祉システムの本格運用 - 継続実施				
	●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給 - R2支給件数：42件	継続実施				
民生委員児童委員活動育成等事業 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	●民生委員児童委員の適正配置の実施 ・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・民生委員児童委員のあり方に関する懇談会における活動環境の向上等の取組の検討	・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・活動環境の向上等に向けた民生委員児童委員の負担軽減の取組の実施				事業推進
	●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ・協議会への支援を通じた民生委員児童委員の育成・支援	継続実施				
	●活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実	- 継続実施 - 継続実施				

施策 1-4-1 総合的なケアの推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。	●自殺の防止等に関する市民の理解の増進 ・自殺対策に関連する情報収集と効果的な普及啓発の推進	継続実施				事業推進
	●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 ・身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成 ・ゲートキーパーの養成と地域の関係機関等との連携強化及び相互連携の推進 R2ゲートキーパー講座 開催回数：6回	継続実施 ゲートキーパー講座開催回数：6回	ゲートキーパー講座開催回数：6回	ゲートキーパー講座開催回数：6回	ゲートキーパー講座開催回数：6回	
	●自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実 ・自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 ・研究機関等と連携した自殺の実態分析と対策の検討・実施	継続実施				
	●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 ・第3次計画に基づく取組の推進		「第4次自殺対策総合推進計画」の策定	計画に基づく取組の推進		
権利擁護事業 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営 運営数：各区1か所	継続実施				事業推進
	●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進 ・成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催 R2開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	
	・成年後見制度に関する相談支援の実施 ・中核機関職員や専門職の派遣等による相談支援の実施	継続実施				
	・市民後見人の養成と業務支援の取組の推進 ・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施	継続実施				
	●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施 R2市職員向け虐待対応研修開催数：2回 ・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施	市職員向け虐待対応研修：2回 継続実施	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	
	●障害者差別解消法に基づく取組の実施 ・市職員への周知及び研修等の実施 ・市民や事業者への普及・啓発 ・障害者差別解消支援地域協議会の運営	継続実施 継続実施 継続実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに取り組みます。	●障害者相談支援センターの運営 ・基幹型 3 か所、地域型 23 か所の設置・運営 ●地域自立支援協議会の推進 R2開催回数：2 回 ●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等 ・体制強化に向けた支援や障害福祉サービス事業所等によるサポートプラン作成の実施	・安定的な運営と地域の関係機関との連携 - 開催回数：4 回以上 - 継続実施	開催回数：4 回以上	開催回数：4 回以上	開催回数：4 回以上	事業推進

総論

10 年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保と、介護が必要になった時でも必要な介護サービスなどを選択して住み慣れた地域で暮らせるよう介護サービスの基盤整備を進めるとともに、増加するひとり暮らし高齢者が、安心して在宅生活を継続できるよう、地域ぐるみの見守りや、ICTを活用した見守り支援を進めています。
- 高齢者の状態の改善・維持に取り組む介護サービス事業所を評価するしくみとして「かわさき健幸福寿プロジェクト」に取り組んでいます。
- 介護人材の確保に向けて、4つの重点的な項目として、啓発イベントの開催などによる「人材の呼び込み」、福祉人材バンクの就職相談会などの「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」、職務階層に応じた研修の「キャリアアップ支援」に取り組むとともに、求職者と介護サービス事業所の双方を一体的に支援する「介護人材マッチング・定着支援事業」を行っています。

要介護・要支援認定者数の推移及び推計（市）



資料：第8期川崎市小売者保健福祉計画・介護保険計画から作成

2 施策の主な課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる多様な居住環境の実現を図るための介護サービス基盤の構築や、要介護・要支援高齢者の増加に伴う介護ニーズの増大と多様化に柔軟に対応することができるサービスの着実な提供が求められています。
- いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年、またその先の団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）になる令和22（2040）年に向け、医療・看護・介護サービスの人材確保が課題となっていることから、限られた資源を効率的・効果的に活用して、持続可能なケアの提供体制を構築していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 質の高い介護サービス基盤の整備と介護が必要となっても自分らしく暮らし続けるためのサービスの着実な提供
- ★ 高齢者福祉施設の長寿命化、建替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、介護サービスの提供基盤の確保
- ★ 災害や感染症等発生時の高齢者福祉施設の安定的な運営に向けた取組と、社会変容への的確な対応
- ★ 限られた人的資源の効率的・効果的な活用と、介護ロボット等の導入による介護職員の身体的負担の軽減とICTを活用した業務の効率化

4 直接目標

- 介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数） （健康福祉局調べ）	10,380 人／年 （平成27（2015）年度）	19,912 人／年 （令和 2（2020）年度）	19,668 人／年以上 （平成29（2017）年度）	23,316 人／年以上 （令和 2（2020）年度）	39,586 人／年以上 （令和 7（2025）年度）
現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合） （高齢者実態調査）	94.3 % （平成25（2013）年度）	94.0 % （令和元（2019）年度）	94.3 %以上 （平成28（2016）年度）	94.3 %以上 （令和元（2019）年度）	94.3 %以上 （令和 7（2025）年度）
かわさき健康福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率） （健康福祉局調べ）	改善 16.7 % 維持 63.9 % （平成27（2015）年度）	改善 6.2 % 維持 78.0 % （令和 2（2020）年度）	改善 17 %以上 維持 65 %以上 （平成29（2017）年度）	改善 17 %以上 維持 65 %以上 （令和 3（2021）年度）	改善 17 %以上 維持 65 %以上 （令和 7（2025）年度）
かわさき健康福寿プロジェクトの参加事業所数 （健康福祉局調べ）	第 2 期実施計画 から新たに設定	256 事業所 （令和 2（2020）年度）	—	300 事業所以上 （令和 3（2021）年度）	400 事業所以上 （令和 7（2025）年度）
介護人材の不足感（介護人材の確保・定着に関する実態調査）	75.7 % （平成25（2013）年度）	75.8 % （令和元（2019）年度）	74 %以下 （平成28（2016）年度）	72 %以下 （令和元（2019）年度）	70 %以下 （令和 7（2025）年度）
介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数 （健康福祉局調べ）	第 3 期実施計画 から新たに設定	82 人 （令和 2（2020）年度）	—	—	100 人以上 （令和 7（2025）年度）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標						
	令和 3（2021）	令和 4（2022）	令和 5（2023）	令和 6（2024）	令和 7（2025）	令和 8（2026）		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降		
福祉人材確保対策事業	●多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施						事業推進	
	○介護職員の支援による参入促進とイベントの開催等による普及啓発の実施							
	・家賃補助等による参入促進策の検討と普及啓発イベントの実施 R1年普及啓発イベント参加者数：350人	・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 普及啓発イベント参加者数：350人以上	・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 普及啓発イベント参加者数：350人以上	・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 普及啓発イベント参加者数：350人以上	・家賃補助等による参入促進の推進と普及啓発イベントの実施 普及啓発イベント参加者数：350人以上			
	●介護の仕事に就くための支援の実施							
	○福祉人材確保に向けた就労支援							
	R2就職相談会参加者数：81人	就職相談会参加者数：400人以上	就職相談会参加者数：400人以上	就職相談会参加者数：400人以上	就職相談会参加者数：400人以上			
	R2介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：82人	介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：88人以上	介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：92人以上	介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：96人以上	介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数：100人以上			
	・外国人介護人材の受入に向けた各種研修やメンタルケア等の実施	継続実施						
	○資格取得に向けた支援							
	・研修受講者への補助の実施と事業所への支援策の検討	・研修受講者への補助の拡充・実施と事業所への支援の実施	・研修受講者への補助の実施と事業所への支援の実施					
	R2初任者研修修了者数：2人	初任者研修修了者数：14人以上	初任者研修修了者数：14人以上	初任者研修修了者数：14人以上	初任者研修修了者数：14人以上			
	R2実務者研修修了者数：3人	実務者研修修了者数：22人以上	実務者研修修了者数：22人以上	実務者研修修了者数：22人以上	実務者研修修了者数：22人以上			
	●介護人材の定着支援の実施							
	○福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進							
R2「メンタルヘルス相談窓口」による就労実績：58人	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上				
○介護ロボットの導入促進の実施								
・介護ロボットの導入支援の取組の検討・実施	・介護ロボットの導入支援の取組の推進							
●介護職員の安定した雇用の確保と定着に向けた取組の実施								
○総合研修センターにおける階層別研修の実施によるキャリアアップ支援								
R2研修実施回数：55回	研修実施回数：80回以上	研修実施回数：80回以上	研修実施回数：80回以上	研修実施回数：80回以上				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
介護サービスの基盤整備事業 多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。	●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」の着実な推進 ・「第8期」計画の策定（R2）	・計画に基づく取組の実施	・「第9期」計画の策定	・計画に基づく取組の実施		・「第10期」計画の策定予定（R8）
	●特別養護老人ホームの整備 R3.3の累計：4,901床 ・川崎区日進町地区、短期入所生活介護の本入所への転換	開所：283床 累計：5,281床 ・麻生区百合丘地区、高津区蟹ヶ谷地区、中原区上小田中地区	開所：0床 累計：5,281床	開所：132床 累計：5,413床 ・多摩区長沢地区	累計：5,413床（R7）（2025）	事業推進
	●介護老人保健施設の整備 R3.3の累計：2,281名	・取組の推進	R6（2024）.3までに定員2,431名（150名分）を整備		累計：2,531名（R7）	
	●介護医療院の整備 R3.3の累計：0名	・取組の推進	R6（2024）.3までに定員263名（223名分）を整備		累計：263名（R7）	
	●介護付有料老人ホームの整備 R3.3の定員数：7,584名	R5（2023）.3までに定員7,764名（180名分）を整備	R6（2024）.3までに定員7,944名（180名分）を整備	R7（2025）.3までに定員8,124名（180名分）を整備	累計：8,284名（R7）（2025）	
	●認知症高齢者グループホームの整備 R3.3のユニット数：263ユニット	R5（2023）.3までに累計271ユニット（6ユニット分）を整備	R6（2024）.3までに累計277ユニット（6ユニット分）を整備	R7（2025）.3までに累計289ユニット（12ユニット分）を整備	累計：301ユニット（R7）（2025）	
	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 R3.3の累計：22か所	R5（2023）.3までに累計28か所（6か所分）を整備		・取組の推進	累計：36か所（R7）（2025）	
	●（看護）小規模多機能型居宅介護の整備 R3.3の累計：65か所	R5（2023）.3までに累計80か所（15か所分）を整備		・取組の推進	累計：101か所（R7）（2025）	
	●高齢者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進 ・「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」及び「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」に基づく取組の実施	計画に基づく取組の推進				・第2次実施計画の策定予定（R9）（2027）
	●介護サービスの質の確保に向けた取組の実施 ・監査指導の実施 ・災害、感染症等の発生時の施設の安定的な運営に向けた取組の実施	継続実施 ・状況を的確に捉えた対応の実施				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
介護保険事業 介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り自宅で自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	●介護保険制度の安定的な運用 ・ニーズを踏まえた利用者本位のサービス提供 ・介護保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進	継続実施				事業推進
	●介護サービスの事業量の見込や見込量を確保するための方策等について定める「介護保険事業計画」の策定（R2） ・「第8期介護保険事業計画」の策定	・計画に基づく取組の実施	・「第9期介護保険事業計画」の策定	・計画に基づく取組の実施		・「第10期」計画の策定予定（R8）
かわさき健康福寿プロジェクト 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス事業所及びサービス利用者に、インセンティブを付与することで、安心して介護サービスを利用できるしくみづくりをめざします。	●プロジェクト実施による要介護度等の改善・維持の推進 ・プロジェクトの実施による要介護度等の改善・維持 参加事業所数：300か所 参加利用者数270人	・これまでの取組の検証と国の介護報酬や他都市の動向、データ分析を踏まえた事業の改善及び方向性の検討 参加事業所数：320か所以上 参加利用者数：405人以上	・改善後のプロジェクトの実施 ・新たな取組の実施に向けた方向性の検討 参加事業所数：350か所以上 参加利用者数：433人以上	参加事業所数：375か所以上 参加利用者数：468人以上	参加事業所数：400か所以上 参加利用者数：500人以上	・検討結果に基づく新たな取組の実施
	●事業所が提供するサービスの質の向上及び利用者の生活の質の向上に向けた取組の推進 ・介護サービス利用者・介護サービス事業所の参加に向けた意識の醸成 ・一定の成果をあげた事業所及び利用者に対するインセンティブの付与 ・プロジェクトの取組の積極的な周知及利用者・事業所の取組意欲の醸成 事業所を対象とした自立支援に重点を置いたケアに関する講習会参加者数：30人 取組事例発表会の開催回数：1回	継続実施 自立支援の実践のための講習会参加者数：30人以上 取組事例の共有による意識醸成と実践の促進のための研修会等開催回数：1回	講習会参加者数：30人以上 研修会等開催回数：1回	講習会参加者数：30人以上 研修会等開催回数：1回	講習会参加者数：30人以上 研修会等開催回数：1回	事業推進
高齢者生活支援サービス事業 ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組むとともに、高齢者の生活を支える介護保険外のサービスの提供や日常生活用具の給付等を行います。	●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施 ・民生委員児童委員の協力による状況把握や安否確認等の実施 ・地域における見守りの継続実施	継続実施				事業推進
	●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守りの推進 ・互助のしくみや関係機関との連携体制の強化に向けた取組の推進 ・地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワークづくり」 ・互助の担い手不足に課題のある地域における見守り体制の構築 ・高齢化の進んだ団地における見守り体制の構築	継続実施 継続実施				
	●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の実施 ・緊急通報システムを活用した見守りの実施	継続実施				
	●高齢者の生活を支えるサービスの提供の実施 ・高齢者に対する市単独事業のあり方の検討 ・訪問理美容サービス事業の実施 ・寝具乾燥事業の実施 ・紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施				・検討結果に基づく取組の実施
	●高齢者がいつでも安心して暮らせるための終活支援事業の実施 ・終活支援事業のあり方検討	・終活支援事業の試行実施		・終活支援事業の本格実施		事業推進

施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり



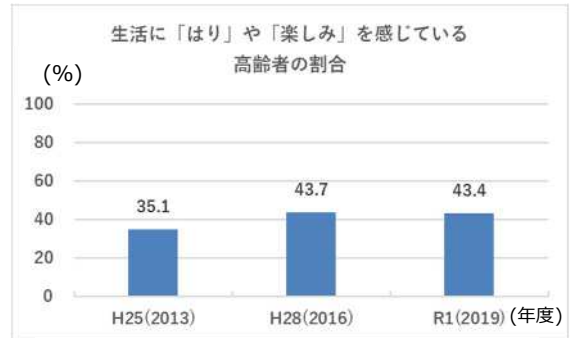
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に向けて、路線バスを活用した外出支援に取り組むとともに、希望する高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの取組を支援しています。また、各種講座や介護予防イベントの実施、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣などを実施しています。
- 高齢者の地域活動への参加の場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いきいきの家及びいきいきセンターを運営しています。また、より多くの地域住民に利用される施設とするため、多世代交流などの地域交流に取り組んでいます。



資料：「高齢者実態調査」

2 施策の主な課題

- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に向けて、高齢者の増加や、デジタル化の進展等に伴うニーズの変化を踏まえた取組を進めるとともに、新しい生活様式を見据えた制度への再構築が必要です。

3 施策の方向性

- ★ さまざまな経験や知識を有する高齢者の地域づくりへの参加や、高齢者の生きがい、健康づくりを支援する仕組・環境の整備
- ★ 高齢者の更なる増加や社会環境の変化を見据えた制度の再構築
- ★ 高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう、地域交流の促進や多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施

4 直接目標

- 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
収入を伴う仕事をしている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	26.7 % (平成25 (2013) 年度)	31.8 % (令和元 (2019) 年度)	27.8 %以上 (平成28 (2016) 年度)	32.5 %以上 (令和元 (2019) 年度)	38.3 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (高齢者実態調査)	48.1 % (平成25 (2013) 年度)	52.5 % (令和元 (2019) 年度)	50.0 %以上 (平成28 (2016) 年度)	52.5 %以上 (令和元 (2019) 年度)	55.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
高齢者向け施設 (いきいきセンター) の利用実績 (指定管理事業報告書)	289,028 人 (平成25 (2013) 年度)	111,242 人 (令和 2 (2020) 年度)	29万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	29.1万 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	29.2万 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	35.1 % (平成25 (2013) 年度)	43.4 % (令和元 (2019) 年度)	36 %以上 (平成28 (2016) 年度)	50 %以上 (令和元 (2019) 年度)	55 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
高齢者外出支援事業 高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進します。また、時代に即した持続可能な制度構築のための取組を推進します。	● 高齢者の外出支援に向けた取組の実施 ○ 持続可能な制度の構築を図りながら、高齢者の社会参加に向けた取組の実施 ・バス優待乗車証の交付	・バス優待乗車証の ICT 化の実施 ・ICT を活用した新たな外出支援施策の検討		・ICT を活用した新たな外出支援施策の実施		事業推進
	○ 高齢者の増加に対応した持続可能な制度の構築に向けた取組 ・持続可能な制度の構築に向けた検討・調整と ICT の導入に向けた取組の実施	・ICT の導入とデータに基づく正確な利用実態の把握と事業費推移シミュレーションの実施	・利用実態と事業費推移シミュレーションに基づく制度見直しの検討	・持続可能な制度への見直しの実施		
	○ NPO 等による適正かつ円滑な有償送迎サービスの提供 ・福祉有償運送の道路運送法上の手続における事業者支援	継続実施				
高齢者就労支援事業 希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。	● 高齢者の就業の場の確保 ○ シルバー人材センターに対する支援の実施 R2 会員数 : 5,780 人 受注件数 : 5,535 件 一人月平均就業日数 : 9.3 日	継続実施				事業推進

事務事業名	事業内容・目標					
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。	●「シニアパワーアップ推進事業」の実施					
	R2自己啓発講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	→ 事業推進
	R2シニア向け傾聴講座開催回数：1回	シニア向け傾聴講座開催回数：1回	シニア向け傾聴講座開催回数：1回	シニア向け傾聴講座開催回数：1回	シニア向け傾聴講座開催回数：1回	
	R2スマートフォン・パソコン講座開催回数：3回	スマートフォン・パソコン講座開催回数：6回	スマートフォン・パソコン講座開催回数：6回	スマートフォン・パソコン講座開催回数：6回	スマートフォン・パソコン講座開催回数：6回	→
	R2情報誌の発行回数：4回	情報誌の発行回数：4回	情報誌の発行回数：4回	情報誌の発行回数：4回	情報誌の発行回数：4回	→
	・新たなニーズを踏まえた取組の検討	・新たなニーズを踏まえた取組の実施				→
	●高齢者の健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣					
	R1選手派遣：20種目134名 ・神奈川大会開催に向けた取組の推進	選手派遣：26種目、約300名 ・神奈川大会における種目開催市として3種目の交流大会の開催	選手派遣：21種目、約150名	選手派遣：21種目、約150名	選手派遣：21種目、約150名	→
	●いきがい・健康づくり等普及啓発事業の実施					
	R2講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	講演会開催回数：1回	→
いこいの家・いきいきセンターの運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	●指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営					
	R2いこいの家及びいきいきセンター利用者数：325,449人	いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上	いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上	いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上	いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上	→ 事業推進
	●いこいの家・老人福祉センター活性化計画に基づく施設の老朽化対策や有効活用等の実施					
	R2いこいの家の老朽化対策の実施数：2か所	・施設の状況を踏まえたいこいの家の老朽化対策の検討・実施				→
	・いこいの家の機能重視の考え方への転換と施設配置の見直しの検討・実施	・いこいの家の機能重視の考え方への転換と施設配置の見直しの実施				→
	・新たな利用者の獲得に向けた取組の検討・実施	・新たな利用者の獲得に向けた取組の実施				→
	●いこいの家、いきいきセンターの移転・整備					
	○小杉駅周辺地区（日本医科大学地区）への中原いきいきセンターの移転	・中原いきいきセンターの移転・整備に向けた取組の実施			・中原いきいきセンターへの移転作業の実施	→ 移転、供用開始予定（R8）〔2026〕
	○川崎区役所及び支所の機能再編にあわせた支所庁舎との複合化に向けた取組の推進	・新複合施設の管理運営手法等の検討、調整				→ 移転、供用開始予定（R9）〔2027〕
	●こども文化センターとの連携強化をはじめとした多世代交流の取組の推進					
	R2事業実施数：55か所	継続実施				→ 事業推進
	・多世代交流の更なる推進のための手法の検討	・検討結果に基づく多世代交流の更なる推進				→

施策1-4-4 障害福祉サービスの充実

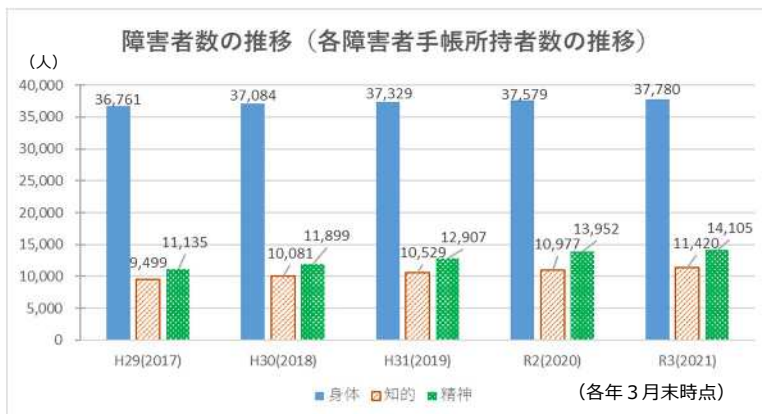


川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活を送るため、各種相談を充実させながら、日中活動の場である生活介護事業所や住まいの場であるグループホーム、相談や短期入所、地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点を整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等と連携してサービスの質の向上を図るなど、障害者の地域生活支援の充実を図っています。



資料：健康福祉局調べ

- 発達に課題がある子どもとその保護者を対象として、適切な相談・支援を提供できるよう、子ども発達・相談センターの設置を進めています。また、障害のある子どもに対しては、地域療育センターにより専門的な支援を実施しています。さらに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者により、身近な地域で発達段階に応じた療育支援を行っています。

2 施策の主な課題

- 支援を必要とする障害者の増加とともに、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいることから、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズを踏まえた支援体制を構築する必要があります。
- 医療技術の進歩や障害に対する理解の深まり等に伴う障害児として診断・判定される子どもの大幅な増加や支援ニーズの多様化に対応するため、障害の特性や子どもの育ちの状態に応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、障害特性やライフステージなどの状況に合わせた支援体制の構築
- ★ 短期入所の充実、日中活動の場の確保など、障害者の在宅生活を支援する基盤の充実に向けた整備
- ★ 新規の相談が増加している、発達に課題のある子どもに対する支援体制の充実と主に中重度の障害のある子どもに対する地域療育センターを中心とした療育体制の確保
- ★ 医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」の在宅生活を支える支援の充実
- ★ 災害や感染症等の発生時の円滑な対応に向けた物資の確保や応援体制の構築

4 直接目標

- 障害者が生活しやすい環境をつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	4,324 人／月 (平成26 (2014) 年度)	6,142 人／月 (令和 2 (2020) 年度)	4,865 人／月以上 (平成29 (2017) 年度)	6,928 人／月以上 (令和 3 (2021) 年度)	7,254 人／月以上 (令和 7 (2025) 年度)
グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	998 人／月 (平成26 (2014) 年度)	1,437 人／月 (令和 2 (2020) 年度)	1,331 人／月以上 (平成29 (2017) 年度)	1,459 人／月以上 (令和 3 (2021) 年度)	1,819 人／月以上 (令和 7 (2025) 年度)
長期 (1 年以上) 在院者数 (精神障害) ※ (健康福祉局調べ)	65 歳未満 306 人 65 歳以上 345 人 (平成25 (2013) 年度)	65 歳未満 311 人 65 歳以上 449 人 (令和 2 (2020) 年度)	65 歳未満 271 人以下 65 歳以上 290 人以下 (平成29 (2017) 年度)	65 歳未満 234 人以下 65 歳以上 401 人以下 (令和 3 (2021) 年度)	65 歳未満 189 人以下 65 歳以上 368 人以下 (令和 7 (2025) 年度)
市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画から新たに設定	53 人 (令和元 (2019) 年度)	—	—	61 人以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 第 2 期実施計画から、65 歳未満と 65 歳以上の長期入院者の人数を目標値として設定しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
障害福祉サービスの基盤整備事業 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者通所事業所等の整備を進めます。	● 障害者通所事業所等の整備 ○「第 2 期障害者通所事業所整備計画」に基づく取組の推進 ・高津区子母口通所施設（拠点型：地域生活支援拠点、短期入所施設併設）の設計 ・多摩区内施設（中野島市営住宅用地）の設計 ・小規模生活介護事業所等の整備		・建設工事 ⇒ 開所 ・建設工事 ⇒ 開所 ・第 3 期障害者通所事業所整備計画の策定			
				・計画に基づく整備の推進		事業推進 ・第 2 次実施計画の策定予定（R8）（2026）
障害者日常生活支援事業 障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。	● 障害児・者福祉施設の老朽化対策及び再編整備 ○「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画第 1 次実施計画」に基づく取組の推進 ・麻生区細山障害者入所・通所施設「川崎授産学園」の建替え設計 ・幸区北加瀬障害者通所施設「つくし」建替え設計 ・川崎区大島障害者通所施設（旧かざぐるま）移転開所		・体育館解体、入所・通所施設新築工事 ・工事完了、開所		全面供用開始	
	● 障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進 ○持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施 ・居宅支援サービス、移動支援サービス等の実施 ・ショートステイ事業の実施 ・グループホーム事業の実施		継続実施 継続実施 継続実施			事業推進
	● 精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施 ・中部リハビリテーションセンターと連携した地域移行支援の実施 ・北部地区をモデル圏域とした重層的な地域支援連携体制の構築の推進 R2 研修会、協議会の開催回数：7 回		継続実施 継続実施 重層的な地域支援連携体制に基づく取組の推進 研修会、協議会の開催回数：6 回以上	研修会、協議会の開催回数：6 回以上	研修会、協議会の開催回数：6 回以上	
	● 災害や感染症等の発生時における支援体制の整備 ・災害時における福祉支援体制の整備及び新型コロナウイルスへの対応		継続実施			

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
障害児施設事業 障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。	●障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施 ○持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施 ・障害（児）福祉サービスや医療費の給付 ・医療的ケア児連絡調整会議の運営 ・医療的ケア児者の実態把握の実施と結果に基づく取組の検討 ・放課後等デイサービスの改定版ガイドラインの本市独自のガイドラインの改定	- 継続実施 - 継続実施 - 主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実（2か所） - 改定版ガイドラインに基づく取組の推進	主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実（2か所）	取組状況を踏まえた検討と新たな取組の推進		事業推進
	●障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実 R2事業所数：計52か所	事業所数：1事業所指定 計53か所	事業所数：1事業所指定 計54か所	事業所数：1事業所指定 計55か所	事業所数：1事業所指定 計56か所	事業推進
障害者福祉用具等支給・貸与事業 障害者等の身体機能を補完または代替している補装具の購入・修理のための費用の支給や、障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付を行います。	●法令や国の通知に基づく適正な補装具の給付 R2給付件数：2,738件 ●障害者等の社会参加を促進するための日常生活用具の給付 R2給付件数：33,698件	- 継続実施 - 継続実施				事業推進
地域療育センター等の運営 障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適切な相談・支援を提供するための体制を構築します。	●地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施 ○療育に関する相談支援の実施 ・障害児や発達に不安のある子どもに対する相談・診察・訓練等の支援の実施 ○地域の関係機関に対する支援の実施 ・地域の関係機関への技術援助と情報提供の実施 ●子ども発達・相談センターの整備と連携体制の構築 ・子ども発達・相談センターの整備（川崎区、幸区） ・発達に不安のある子どもに対する相談・支援の実施と地域の機関との連携	- 継続実施 - 継続実施 - 継続実施				事業推進
	子ども発達・相談センターが交付した支援方針の件数：15件（R3.11／1区あたり／月あたり）	支援方針交付件数：15件以上（1区あたり／月あたり）	支援方針交付件数：15件以上（1区あたり／月あたり）	支援方針交付件数：15件以上（1区あたり／月あたり）	支援方針交付件数：15件以上（1区あたり／月あたり）	事業推進

施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。
- 障害者手当等支給事業、障害者団体等支援事業や障害者週間記念事業等を実施することで障害者の自立と社会参加を促進するとともに、バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段の確保に取り組んでいます。
- 精神保健福祉手帳制度等の適正な運用、ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等依存症の専門相談支援機関を設置し、地域関係機関と協働した精神保健福祉関連事業の実施を行うことで、市民のこころの健康のケア、精神障害者の社会参加や自立の促進とその家族の支援に取り組んでいます。



2 施策の主な課題

- 障害者雇用を取り巻く環境の変化や新しい生活様式に対応しながら、障害者の雇用・就労及び社会参加の取組を進めるとともに、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を図る必要があります。
- ひきこもりの状態にある人に対して、切れ目ない支援を実施していくためのネットワークの構築が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 障害者が就労することで社会的・経済的に自立し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者雇用を取り巻く環境の変化や障害者特性、本人の希望を踏まえた取組の推進
- ★ 多様な主体との連携を図りながら、さまざまなイベントや場面などを捉えた共生社会に向けた取組の推進
- ★ 「ひきこもり地域支援センター」を中心とする切れ目ない支援の実施に向けたネットワークの構築

4 直接目標

- 障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	180 人 (平成26 (2014) 年度)	271 人 (令和元 (2019) 年度)	228 人以上 (平成29 (2017) 年度)	272 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	345 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
障害者が社会参加しやすいまちだ と思う市民の割合 (市民アンケート)	30 % (平成27 (2015) 年度)	28.6 % (令和 3 (2021) 年度)	31 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	35 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
障害福祉施設から一般就労した方 の 1 年後の就労定着率 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	72.9 % (令和元 (2019) 年度)	—	—	75.3 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
ひきこもり地域支援センターで対応 するひきこもりに関する相談の件数 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	1,418 件 (令和 2 (2020) 年度)	—	—	1,800 件以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
障害者就労支援事業 一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の特性に応じた就労を推進します。	● 障害者等の特性に応じた就労支援の実施 ○ 一般就労に向けた支援の実施 ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施 ○ 障害者の特性に応じた多様な働き方の推進 ・短時間雇用求人の開拓と障害者とのマッチングの実施 ・就労の準備段階から求職、定着までの一貫した支援の充実と実施					
		継続実施				事業推進
	● 障害者雇用を行う企業への支援の実施 ○ 障害者雇用に関する理解の促進とノウハウの共有 R2障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：3回 ・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム (K-STEP) の普及・啓発と企業への支援の実施					
		障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回	障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回	障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回	障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回	
		継続実施				
	● 障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組 ・業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設ごとセンター」を中心とした取組の実施 R2販売会の開催回数：1回					
		継続実施				

施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降	
障害者社会参加促進事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組めます。	●障害者社会参加推進協議会の実施 R2開催回数：2回	継続実施					事業推進
	●障害者週間記念のつどいの開催 R2開催回数：1回	継続実施					
	●障害者作品展の開催 R2開催回数：1回	継続実施					
	●障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 R2参加者数：1,546人	参加者数：3,500人	参加者数：3,500人	参加者数：3,500人	参加者数：3,500人		
	●心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施 ・神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及	継続実施					
	●コミュニケーションの支援の実施 ・「視聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進	継続実施					
障害者の移動手段の確保対策事業 バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段を確保します。	●バス乗車券（ふれあいフリーパス）の交付 R2交付者数：19,108人	継続実施					事業推進
		・利便性の向上と障害者の社会参加のさらなる促進に向けた検討					
	●重度障害者福祉タクシー利用券の交付 R2交付者数：12,476人	継続実施					
	●主に全身性障害のため移動が困難な方等の移動手段を確保する、福祉キャブ（リフト・ストレッチャー付き福祉車両）の運行 R2稼働件数：4,253回	継続実施					
ひきこもり地域支援事業 広くひきこもり状態にある方や家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを構築しながら適切な支援機関へつなぐ相談支援に取り組めます。	●ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 ・ひきこもりに関する一 次相談と適切な支援 機関へのつなぎの実施	継続実施					事業推進
	●ひきこもり支援ネットワークの構築 R2ひきこもり支援ネットワーク会議開催回数：6回（準備会等含む）	・ネットワークの構築に 向けた取組の推進					
	●ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施 R2ひきこもりに関する市民向け講演会の開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回		
	R2ひきこもりに関する研修の開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回	開催回数：1回		

施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上に向けて、「住宅基本計画」に基づき、バリアフリー化などの住宅の質の向上や、民間事業者等と連携した既存住宅の流通促進、ライフステージに合わせた住み替えの円滑化、多様なニーズに応じた住宅の供給促進などに取り組んでいます。
- 空き家率が比較的低い本市においては、空き家の発生の抑制が重要であることから、「空家等対策計画」に基づき、住宅の良質化や利活用等の予防的な取組、相談体制の充実を進めるなど、総合的な空き家対策を計画的に推進しています。
- 住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、「第4次市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の適切な運営を推進し、長寿命化改善や建替え事業の計画的な実施、子育て世帯向けの期限付き入居制度の導入、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅の有効活用等の取組を進めています。また、増加・多様化する住宅確保要配慮者の安定的な居住確保に向け、居住支援協議会を適切に運営するなど、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅等も活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組んでいます。



川崎市居住支援協議会による入居者・支援者向けサポートブック

2 施策の主な課題

- 住まい・住まい方に対するニーズの多様化や少子高齢化の更なる進展など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル、ライフステージ等に応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組む必要があります。
- 高経年の戸建住宅団地や分譲マンション等においては、空き家の増加や建物の管理不全化に伴い周辺環境への影響や地域の活力の低下が懸念されることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進や管理適正化に向けた支援の充実などが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や高齢化の進展等により増加が見込まれる住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、市営住宅の有効活用の推進とともに、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。

3 施策の方向性

- ★ 高齢者や子育て世帯等の多様化する居住ニーズやライフスタイル等に応じた住まい・住まい方の実現
- ★ 既存住宅の活用強化と流通促進やマンションの管理適正化等に向けた誘導・支援の推進
- ★ 重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適切な運営

4 直接目標

- それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	73 % (平成25 (2013) 年度)	70 % (平成30 (2018) 年度)	⇒	77 %以上 (平成30 (2018) 年度)	80 %以上 (令和 5 (2023) 年度)
既存住宅の流通シェア率 (まちづくり局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	18.2 % (平成30 (2018) 年度)	—	—	20.2 %以上 (令和 5 (2023) 年度)
生活支援施設等の併設や地域と 連携した取組等を行っている市営 住宅の団地 (100戸以上※) の 割合 (まちづくり局調べ)	17 % (平成26 (2014) 年度)	35.1 % (令和 2 (2020) 年度)	24 %以上 (平成29 (2017) 年度)	26 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	40 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 施設の併設等には、一定以上の規模を要することから 100 戸以上の市営住宅を対象としています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降	
住宅政策推進事業 「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案、調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズ、脱炭素化の進展をはじめとした社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組めます。	●「住宅基本計画」に基づく住宅・住環境に関わる施策の推進 ・計画改定に向けた取組の検証・調整 ・改定の方向性の取りまとめ ・計画改定			・取組の推進、進行管理			事業推進
	●住宅・土地統計調査、住生活総合調査等に関する取組の推進 ・H30（2018）年調査結果の分析 ・調査結果を取りまとめた「川崎市の住宅事情」の公表				・R5（2023）年調査結果の集計		
	●「高齢者居住安定確保計画」に基づく高齢者の住まいに関する施策の推進 ・計画改定（R2）、取組の推進、進行管理 ・計画改定に向けた検討 ・計画改定			・取組の推進、進行管理	・計画改定に向けた検討		
	●子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化に応じた民間住宅の誘導 ○既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導 ・供給誘導			・新たな計画に基づく取組の推進			
	○サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ・供給誘導			・新たな計画に基づく取組の推進			
	○社会環境の変化等を踏まえたこれまでの誘導施策の検証及び施策の検討 ・施策のあり方の検討 ・住宅基本計画等への位置づけ			・新たな計画に基づく取組の推進			
住宅・マンション良質化支援推進事業 民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。	●マンションの管理適正化に向けた取組の推進 ○マンションの管理適正化に関する計画策定に向けた取組 ・計画策定に向けた検討 ・計画策定			・取組の推進、進行管理	・計画改定に向けた調査		事業推進
	○マンションの管理適正化に向けた支援等の推進 ・マンション管理組合登録・支援制度の実施 R2登録数：580件 ・管理計画認定制度の検討 ・新たな支援制度の検討 ・マンション管理相談窓口の運営・講習会の実施 R1講習会開催数：2回			継続実施 登録数：630件 登録数：670件 登録数：710件 登録数：750件 ・管理計画認定制度の構築 ・新たな支援制度の構築 ・新たな支援制度の実施			
	●分譲マンション共用部分の段差か所における手すり・スロープ等の設置に要する工事費の助成 R2助成件数：13件（681戸）			助成件数：1000戸 助成件数：1000戸 助成件数：1000戸 助成件数：1000戸			
	●住宅の質の向上に向けた講習会や相談対応等を通じた周知、啓発の実施 ○リフォーム等に関する講習会やセミナーの開催 R2講習会開催数：2回			講習会・セミナー実施回数：2回 講習会・セミナー実施回数：2回 講習会・セミナー実施回数：2回 講習会・セミナー実施回数：2回			
	○リフォーム相談窓口の運営 ・窓口の運営			継続実施			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進 ・計画策定（H30） ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発	・取組の検証、計画改定に向けた検討 継続実施	・計画改定	・取組の推進、進捗管理		事業推進
	●「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進 ・居住支援協議会の運営 ・家主等の不安解消に向けた支援の検討	・支援事例の検証	・地域の担い手や家主等との連携強化の検討	・連携強化による取組の実施		
	・住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 R2相談件数：490件 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供	相談件数：500件以上 継続実施	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上	
	・入居手続の同行等支援 R2支援件数：9件	支援件数：12件	支援件数：12件	支援件数：12件	支援件数：12件	
	●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保 ・入居支援（R2支援件数：112件）	継続実施				
既存ストック活用推進事業 空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源（既存ストック）の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進します。	●既存ストックや地域資源を活かしたリノベーションに関する取組等の推進 ・空き地や空家を活用したリノベーション事業の推進 ・情報発信、普及啓発	継続実施 継続実施				事業推進
	●リノベーション施設等を活用したイベントの実施によるリノベーションまちづくりの推進 ・イベント実施による情報発信・普及啓発、取組の効果検証	・検証を踏まえたイベント内容の見直し ・新たな参加主体の募集	・新たなイベントの実施、効果検証	・検証を踏まえたイベント内容の見直し	・新たなイベントの実施、効果検証	
市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進 ・計画改定に向けた検討 ・小世帯化等に応じたストックの最適化や集約再編の検討	・計画改定	・取組の推進、進捗管理			事業推進
	●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進 ・建替え・改善等実施 R2完了棟数：6棟	継続実施 着手棟数：6棟 完了棟数：8棟	着手棟数：10棟 完了棟数：6棟	着手棟数：10棟 完了棟数：10棟	着手棟数：8棟 完了棟数：10棟	
	●「地域包括ケアシステム」の構築に資する大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進 ・市営住宅用地の活用に関する調整 R1提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	継続実施 提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
市営住宅等管理事業 市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進め、住宅困窮世帯等への的確・公平な市営住宅等の提供を図るとともに、空き駐車場の増加等への対策など、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な維持管理 ・修繕・維持管理の実施 継続実施					
	●よりの確・公平な提供に向けた取組の推進 ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の導入(H30) ・期限付き入居制度の検証					
	●社会情勢の変化等を踏まえた市営住宅等管理業務に関する取組の推進 ・管理代行業務・モニタリングの実施 継続実施					
	・管理方式変更の効果等の検討 ・民間事業者の動向等の調査 ・管理代行業務の検証、次期管理方式の検討 ・取組の検証 ・次期管理方式の方針決定 次期管理業務外部委託実施予定(R9)(2027)					
	・地域と連携した入居支援の取組検討 ・関係機関との協議、体制構築 ・モデル的取組の実施 ・取組の検証 ・検証を踏まえた取組の推進					
	・特定公共賃貸住宅に関する制度の見直し(R1) ・運営の方向性の整理 ・取組の推進					
	●市営住宅等の使用に関する適正管理 ・使用料の適正管理 R2使用料収入率(現年度)：99.46% R2使用料収入率(過年度)：8.87% ・不適正使用に対する対応等					
	継続実施 使用料収入率(現年度)：99.54% 使用料収入率(過年度)：11.98% 継続実施					
	使用料収入率(現年度)：99.55% 使用料収入率(過年度)：13.05%					
	使用料収入率(現年度)：99.55% 使用料収入率(過年度)：13.06%					
	使用料収入率(現年度)：99.56% 使用料収入率(過年度)：13.07%					
空き家利活用推進事業 「空き家等対策計画」に基づき、空き家の予防や適正管理、利活用に関する周知啓発や相談窓口の運営、まちづくりに資する空き家活用等の取組を支援します。	●「空き家等対策計画」に基づく取組の推進 ・計画改定(予定) ・取組の推進、進行管理					
	●空き家の予防、適正管理、流通に関する取組の推進 ・専門家団体等と協定締結(R2) ・専門家団体等との協定に基づく相談対応の実施、効果検証					
	・空家化の予防等に向けた支援のしきみの検討 ・専門家団体等と連携した普及啓発の実施 ・空家状況把握のための調査					
	継続実施 継続実施					
	●新たな支援制度の構築 ・取組の推進					
	●まちづくりに資する空き家利活用の推進 ・空き家マッチング制度の試行実施					
	取組の検証 検証を踏まえたマッチング制度の実施					
	●管理不全化した空家等への対応 ・関係法令に基づく対応の検討、連携体制の明確化					
	・管理不全化した空家等への対応の推進					
	空き家等対策計画に基づく取組の推進、進行管理					

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり



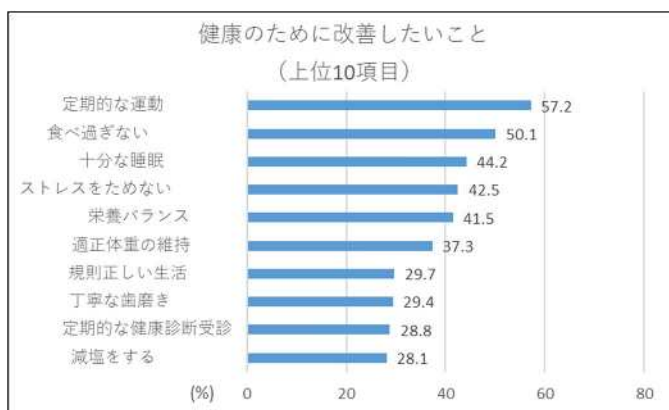
KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 市民一人ひとりの主体的な健康づくりに向けて、企業や職域関係団体等と連携してイベントや講座等を開催するとともに、生活習慣改善に向けた各種啓発、生活習慣病の発症・重症化の可能性のある方への受診勧奨や保健指導等により、ライフステージに応じた健康づくりの促進と生活習慣病の予防に取り組んでいます。
- 生涯を通じた健康づくりや介護予防は、若い時からの健康づくりの取組を継続していくこと、また、何歳になっても取組を始めることが大切であることから、健康づくりと介護予防を一体的に推進しています。
- がん検診の受診率向上のため、対象となる市民に対し、コールセンターやがん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等の取組を推進しています。



資料：平成 28（2016）年度川崎市健康意識実態調査

2 施策の主な課題

- 市民の健康づくりに関する取組が進んでいる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康診断・受診控えや、高齢者の身体機能の低下等が懸念されており、市民が自発的に受診や健康づくり・介護予防に向けた行動をとれるよう支援していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進
- ★ 新しい生活様式を踏まえながら、健康づくりや生活習慣病・介護等の予防の取組、健康診断等の受診につなげるための効果的な情報発信の推進
- ★ 「がん」の早期発見・早期治療に向けたがん検診の受診率向上と、生活習慣の改善等がんにならないための取組の推進

4 直接目標

- 健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
主観的健康観（「非常に健康」 「ほぼ健康」と回答した市民の割合） （健康意識実態調査）	男性 73.7 % 女性 76.8 % （平成23（2011）年度）	男性 71.7 % 女性 79.0 % （平成28（2016）年度）	男性 75.5 %以上 女性 78.5 %以上 （平成28（2016）年度）	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 （令和 3（2021）年度）	男性 77.0 %以上 女性 80.0 %以上 （令和 7（2025）年度）
特定健康診査実施率 特定保健指導実施率 （国民健康保険） （特定健康診査・特定保健指導 実施状況報告）	24.5 % 6.0 % （平成26（2014）年度）	25.9 % 6.4 % （令和元（2019）年度）	33 %以上 22 %以上 （平成29（2017）年度）	32.5 %以上 10.5 %以上 （令和 3（2021）年度）	35.5 %以上 13.5 %以上 （令和 7（2025）年度）
がん検診受診率 （国民生活基礎調査（厚生労働 省））	肺がん 44.5 % 大腸がん 40.5 % 胃がん 42.2 % 子宮がん 46.1 % 乳がん 46.1 % （平成25（2013）年度）	肺がん 50.5 % 大腸がん 47.3 % 胃がん 53.5 % 子宮がん 48.5 % 乳がん 48.5 % （令和元（2019）年度）	肺がん 50 %以上 大腸がん 45 %以上 胃がん 45 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 （平成28（2016）年度）	肺がん 50 %以上 大腸がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 （令和元（2019）年度）	肺がん 50 %以上 大腸がん 50 %以上 胃がん 50 %以上 子宮がん 50 %以上 乳がん 50 %以上 （令和 7（2025）年度）
40歳代の糖尿病治療者割合 （国民健康保険） （健康福祉局調べ）	3.1 % （平成26（2014）年度）	2.9 % （令和 2（2020）年度）	3.0 %以下 （平成29（2017）年度）	3.0 %以下 （令和 3（2021）年度）	3.0 %以下 （令和 7（2025）年度）
食に関する地域での活動に参加 する人の割合 （食育に関する地域活動への参加割 合：食育の現状と意識に関する調 査） （食生活改善推進員数：健康福祉 局調べ）	食育に関する地域活動参加 38.3 % （平成24（2012）年度） 食生活改善推進員数 3,862 人 （平成26（2014）年度）	食育に関する地域活動参加 31.2 % （令和 2（2020）年度） 食生活改善推進員数 4,264 人 （令和 2（2020）年度）	食育に関する地域活動参加 ⇒ 食生活改善推進員数 4,100 人以上 （平成29（2017）年度）	食育に関する地域活動参加 40 %以上 （令和 2（2020）年度） 食生活改善推進員数 4,300 人以上 （令和 3（2021）年度）	食育に関する地域活動参加 41 %以上 （令和 7（2025）年度） 食生活改善推進員数 4,500 人以上 （令和 7（2025）年度）

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
がん検診等事業 健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。	●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ・がん検診等の実施		●国の指針に基づく肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の実施			
	●がん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨の実施 ・がん検診・特定健診等コールセンターの運用		・新しい生活様式を踏まえた受診勧奨の実施			
	●がん検診の受診率向上に向けた取組の実施 ・検診受診歴等のシステムの情報を活用した		・新しい生活様式を踏まえた個別受診勧奨、再勧奨等の実施			
	●がんに対する意識向上の取組の実施 ・包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等の実施		継続実施			

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
生活習慣病対策事業	生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。 ●生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援 ・さまざまな主体との連携による生活習慣病予防の取組の推進 ●若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施 ・関係機関や企業と連携した取組の実施 ●効果的な普及啓発の実施 ・企業等と連携したイベント実施や広報等の実施 ●生活習慣病重症化予防の取組の実施 ・国民健康保険被保険者等における生活習慣病ハイリスク者に対する働きかけの実施	・新しい生活様式を踏まえ、また生活習慣病予防の取組の推進 継続実施 継続実施 継続実施				事業推進
健康づくり事業	市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。 ●「健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」に基づく取組の実施 ・地域活動団体や企業・職域保健等と連携した身近な場所での健康づくりの普及啓発活動の実施 ・中間評価の実施と今後の方向性を踏まえた取組の推進 ・各種事業等を通じた歯科口腔保健に関する普及啓発の実施 ●若い世代の健康づくりの取組の実施 ・妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組（歯びーファミリー健診）の実施	・新しい生活様式を踏まえ、さまざまな主体と連携した取組の実施 ・市民の主体的な健康づくりの更なる促進に向けた取組の実施 ・最終評価と第3期かわさき健康づくり21の策定に向けた事前調査の実施 継続実施 継続実施	・第3期かわさき健康づくり21の策定	・計画に基づく取組の推進		・第3期計画の中間評価実施予定 事業推進
食育推進事業	市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。 ●「食育推進計画」に基づく取組の推進 ・「第4期食育推進計画」に基づく取組の推進 ●イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発の実施 ・多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進	・計画に基づく取組の推進 継続実施	・「第5期」計画の策定	・計画に基づく取組の推進		・第5期計画の中間評価実施予定 事業推進
国民健康保険特定健康診査等事業	被保険者の生活習慣病を予防するため、「特定健康診査等実施計画」等に基づく取組を推進します。 ●「特定健康診査等実施計画」に基づく取組の実施 ・特定健康診査・特定保健指導及び実施率向上に向けた受診勧奨等の取組の実施 ・「第3期特定健康診査等実施計画（改定版）」に基づく取組の推進 ●「データヘルス計画」に基づく取組の実施 ・「第2期川崎市国民健康保険データヘルス計画（改定版）」に基づく取組の推進 ●がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ・がん検診・特定健診等コールセンターの運用	継続実施	・「第4期」計画の策定	・計画に基づく取組の推進 ・「第3期」計画の策定 ・計画に基づく取組の推進		・国の医療費適正化計画等と連携した次期計画の策定 ・国の医療費適正化計画等と連携した次期計画の策定 事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
成人ぜん息患者医療費 助成事業 成人の気管支ぜん息患者に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	●気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施 ○持続可能な制度の構築を図りながら、気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進に向けた取組の実施 ・成人の気管支ぜん息患者に係る医療費自己負担の一部助成の実施 ○他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性等を踏まえた制度のあり方の検討 ・制度のあり方の検討					事業推進
		継続実施				
		・制度のあり方の検討及び検討結果を踏まえた取組の推進				
	●アレルギー疾患対策基本法及び基本的な指針に基づく本市のアレルギー疾患対策の方向性の検討 ・アレルギー疾患対策基本法及び基本的な指針に基づく本市のアレルギー疾患対策の方向性の検討 ・方向性の検討及び検討結果を踏まえた取組の推進					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

政策 1-5 確かな暮らしを支える

1 政策の方向性

- 高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。
- 市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	16.6%	22.9%	20%以上 <25%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 1-5 確かな暮らしを支える

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営



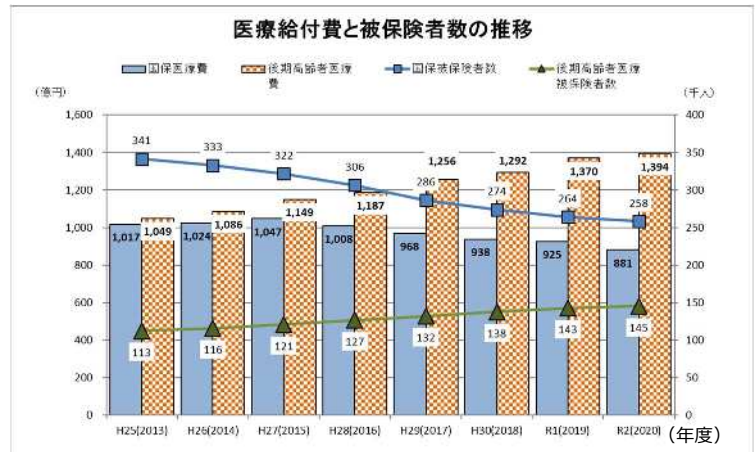
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 国民健康保険については、レセプト点検による過誤調整のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に伴う取組の開始、不当利得返還に係る収納体制の強化など、医療費の適正化を進めています。また、マイナンバーカードの保険証利用のための取組など、資格適正化の取組を推進しています。



※決算ベース
資料：健康福祉局調べ

- 後期高齢者医療については、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携して市町村事務を実施しています。また、口座振替の勧奨や民間を活用した訪問徴収を実施したほか、医療費の適正化を推進しています。
- 重度障害者医療費助成については、障害者の増加に対応した持続可能で安定的な制度のあり方の検討に向けて、他都市とも連携しながら取組を進めています。

2 施策の主な課題

- 医療保険については、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあることから、制度の安定的な運営のため、更なる医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納対策をより一層推進する必要があります。
- 重度障害者医療費助成制度は、高齢化の進展や医療の高度化、県の補助制度の見直しにより市の負担が急増しているため、持続可能で安定的な制度のあり方を検討する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 国の制度改正による業務の複雑化への対応や医療費の適正化を図りながら、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的かつ持続的な運営を確保
- ★ 社会状況等を踏まえた重度障害者医療費助成制度のあり方の検討

4 直接目標

- 信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 92.96 % 【収入未済額】 67億5,319万 円 (平成26 (2014) 年度)	【現年度分】 94.76 % 【収入未済額】 30億7,700万 円 (令和 2 (2020) 年度)	【現年度分】 93.8 %以上 【収入未済額】 50億 円以下 (平成29 (2017) 年度)	【現年度分】 95.0 %以上 【収入未済額】 30億 円以下 (令和 3 (2021) 年度)	【現年度分】 95.2 %以上 【収入未済額】 25億 円以下 (令和 7 (2025) 年度)
後期高齢者医療保険料収入率等 (健康福祉局調べ)	【現年度分】 99.31 % 【収入未済額】 9,737万 円 (平成26 (2014) 年度)	【現年度分】 99.62 % 【収入未済額】 8,377万 円 (令和 2 (2020) 年度)	【現年度分】 99.45 %以上 【収入未済額】 8,900万 円以下 (平成29 (2017) 年度)	【現年度分】 99.48 %以上 【収入未済額】 8,900万 円以下 (令和 3 (2021) 年度)	【現年度分】 99.66 %以上 【収入未済額】 8,148万 円以下 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
国民健康保険事業 国民健康保険事業を安定的に運営します。	● 国民健康保険事業の安定的な運営 ○ 医療費適正化の推進 ・特定健康診査・特定保健指導や、民間活用を含めたレセプト点検及び重複・頻回受診対策等の実施 ○ 被保険者資格の適用適正化の推進 ・年金情報を用いた資格喪失処理の徹底等による適正化の実施 ● 医療保険制度改革・改正等への適切な対応 ・神奈川県国民健康保険運営方針に基づく事業の実施 ・国による制度改革の方向性を踏まえた財政運営の推進	継続実施				事業推進
		継続実施				
		継続実施				
		継続実施				
国民健康保険料等収納業務 国民健康保険料の滞納整理を強化し、収入を確保するとともに、収入未済額の縮減を推進します。	● 法令に基づく適正な賦課と徴収の実施 ○ 国民健康保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進 ・法令に基づく適正な賦課と徴収の実施 ・民間活力の効果的な活用や口座振替納付の推奨等の実施 ・滞納整理職員の育成による効果的な収納業務の実施	継続実施				事業推進
		継続実施				
		継続実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
後期高齢者医療事業 75歳以上の高齢者等に対し、広域連合による独立した医療制度等を実施します。	●後期高齢者医療事業の安定的な運営 ・医療費適正化の推進 ・後期高齢者医療健康診査の実施 ・広域連合によるレセプト点検の実施 ・広域連合による後発医薬品の利用促進 ・重複・頻回受診者への対応の実施 ・保険料軽減特例の見直し等の国等による制度の見直しへの対応 ●後期高齢者医療保険料の滞納整理強化及び収入未済額縮減の推進 ・被保険者に対する訪問徴収の実施 ・口座振替の勧奨による払い忘れの防止推進 ●後期高齢者等の糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者への受診勧奨及び保健指導の実施	継続実施				事業推進
		継続実施				
		継続実施				
		継続実施				
		継続実施				
		・国等による制度の見直しが生じた場合の適切な迅速な対応				
		継続実施				
		継続実施				
		継続実施				
障害者等医療費支給事業 医療費の一部を助成し、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進を推進します。	●重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施 ・持続可能な制度の構築を図りながら、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施 ・重度障害者医療費助成の実施 ・障害者の増加に対応した持続可能で安定的な給付制度の構築に向けた検討・調整 ・制度のあり方の検討	継続実施				事業推進
		継続実施				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、就労・生活支援を行っています。
- 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立を支援するため、小学生に対しては市内12か所、中学生に対しては市内14か所の教室で、高校等進学に向けた学習の支援と居場所の提供に取り組んでいます。



※決算ベース
資料：健康福祉局調べ

2 施策の主な課題

- 生活保護制度が、セーフティネットとして持続可能なしくみを維持するためには、真に保護が必要な人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護に至る前の段階で、困窮状態からの脱却に向けた取組が必要です。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等の子どもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。

3 施策の方向性

- ★ 真に保護が必要な人に対する健康で文化的な最低限度の生活の保障と、就労など自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組の推進
- ★ 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立に向けた学習・生活支援の実施
- ★ 生活保護に至る前の生活困窮者に対する社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援の実施

4 直接目標

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数 (健康福祉局調べ)	608 世帯 (平成26 (2014) 年度)	595 世帯 (令和 2 (2020) 年度)	650 世帯以上 (平成29 (2017) 年度)	650 世帯以上 (令和 3 (2021) 年度)	650 世帯以上 (令和 7 (2025) 年度)
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	99 % (平成26 (2014) 年度)	100 % (令和 2 (2020) 年度)	100 % (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和 3 (2021) 年度)	100 % (令和 7 (2025) 年度)
だいたいOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	73 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	75 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
就労支援事業等に参加可能な人の事業参加率 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	53 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	65 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
生活保護自立支援対策事業 生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯等の小・中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 ・さまざまな要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 ●生活保護受給世帯等の小・中学生に対する学習支援・居場所づくり事業の実施による高校等への進学支援 ・高校等への進学に向けた学習支援：市内15か所・週2日・1回2時間 ・高校等への進学に向けた学習支援：市内17か所・週2日・1日2時間	継続実施				事業推進
生活保護業務 経済的に困難な状況にある人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。	●生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に健康で文化的な最低限度の生活を保障する取組の実施 ・健康で文化的な最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 ・漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保	継続実施				事業推進
生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。	●生活困窮者への就労・生活支援等の実施 ・「生活自立・仕事相談センター（だいたいOBセンター）」の運営 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた体制整備と支援の実施					事業推進

政策 1 - 6 市民の健康を守る

1 政策の方向性

- 高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。
- 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
安心して医療を受けることができると感じている 市民の割合 (市民アンケート)	53.8%	62.4%	60%以上 <65%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 1 - 6 市民の健康を守る

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 住み慣れた地域ですやかに暮らせる医療環境の整備に向けて、かかりつけ医等の普及や医療機関間での役割分担・相互連携の推進を図るとともに、救急病院や周産期母子医療センター等への運営支援を適切に行うことで、傷病者の状況に応じた救急医療体制を確保するなど、地域の医療供給体制の充実に取り組んでいます。
- 救急需要の動向把握による救急体制の整備を推進するとともに、救急救命士の養成による病院に到着するまでの救護体制の確保や、救急車の適正利用に向けた広報等に取り組んでいます。



救急隊員による大規模災害対応訓練

2 施策の主な課題

- 令和 7（2025）年の医療需要と病床の必要量を定めた県の地域医療構想を踏まえた不足する病床機能の確保や連携体制の構築とともに、高齢化・疾病構造の変化及び医療の高度化等に伴い増加・多様化する在宅医療のニーズに対応した医療供給体制の整備が必要となっています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応について適切な時期に検証し、課題の整理等を行うとともに、今後の新興感染症に係る国及び県の検討を踏まえ、医療提供体制や病床確保に係る取組を実施していく必要があります。
- 医療の進歩に伴う高度化・多様化への確に対応し、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を養成するため、川崎市立看護大学（令和 4（2022）年 4 月開学予定）を理念やカリキュラム等に沿って適切に運営するとともに、市域の看護力の一層の強化を図るため、より専門性の高い看護人材を養成する必要があります。
- 高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等による救急需要の動向を把握し、傷病の緊急度に応じた適切な救急医療を提供できる体制を確保するほか、救急車の適正利用を促進するとともに、救急隊の整備を検討する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供給体制の充実、新興・再興感染症にかかる国の議論を踏まえた今後の医療提供体制の検討
- ★ 資質の高い看護人材の養成や看護職員の市内医療機関等への定着促進と、安定的な看護師の養成・確保に向けた取組の推進、高度な専門性を有する看護人材を養成する大学院の設置に向けた検討
- ★ 緊急性の高い傷病者に対する確実な救急医療資源の提供
- ★ 救急車の適正利用の促進や救急需要の動向把握による救急体制の整備

4 直接目標

- いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
かかりつけ医がいる人の割合※ (市民アンケート)	57.5 % (平成26 (2014) 年度)	58.6 % (令和 3 (2021) 年度)	58 %以上 (平成29 (2017) 年度)	60 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	61 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
身近な地域の医療機関を受診する市民の割合 (平日日中の発熱等への対応) (市民アンケート)	86.9 % (平成27 (2015) 年度)	90.3 % (令和 3 (2021) 年度)	87 %以上 (平成29 (2017) 年度)	91 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	92 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
川崎DMAT (災害医療派遣チーム) の隊員養成研修修了累計者数 (3指定病院合計) (健康福祉局調べ)	130 人 (平成26 (2014) 年度)	244 人 (令和 2 (2020) 年度)	170 人以上 (平成29 (2017) 年度)	250 人以上 (令和 3 (2021) 年度)	350 人以上 (令和 7 (2025) 年度)
救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間 (うち救急車の現場到着時間) (消防局調べ)	42.6 分 (8.4分) (平成26 (2014) 年)	42.6 分 (9.0分) (令和 2 (2020) 年)	42.6 分以下 (8.4分以下) (平成29 (2017) 年)	42.6 分以下 (8.4分以下) (令和 3 (2021) 年)	40.0 分以下 (8.0分以下) (令和 7 (2025) 年)
救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	31.4 % (平成26 (2014) 年)	45.5 % (令和 2 (2020) 年)	32.1 %以上 (平成29 (2017) 年)	37.2 %以上 (令和 3 (2021) 年)	47.6 %以上 (令和 7 (2025) 年)
市立看護短期大学及び市立看護大学新卒者の市内就職率 (健康福祉局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	69.6 % (令和 2 (2020) 年度)	—	—	75.0 %以上 (令和 7 (2025) 年度)

※ 第 3 期実施計画策定時に、実績値の算出方法を休日急患診療所患者統計から市民アンケートに変更しています。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
地域医療対策事業 地域医療審議会において地域医療に関する重要事項を調査審議するとともに、将来において不足する病床機能の確保及び医療機関相互の機能分担と連携を図るなど、地域医療の充実に取り組みます。	●「かわさき保健医療プラン」に基づく取組の推進 ・計画の中間見直し（R2） ・新型コロナウイルス感染症への対応	・計画に基づく取組の推進 ・新型コロナウイルス感染症への対応、対応の検証	・計画の改定 ・新型コロナウイルス感染症への対応、対応の検証、検証結果の計画への反映	・計画に基づく取組の推進		事業推進
	●地域医療審議会の運営 - R2開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	→
	●神奈川県と連携した地域医療構想調整会議の運営 - R2開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：3回	→
災害時医療救護対策事業 災害発生時に、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、災害時の医療体制の整備に取り組みます。	●災害時医療体制の整備 ○災害医療コーディネーターと連携した実効性のある体制の整備 ・市内各病院の役割の明確化や医療救護所の整備	継続実施				事業推進
	○計画的な備蓄医薬品の配置 ・備蓄医薬品の更新・管理	継続実施				→
	●川崎DMAT隊員養成研修の実施 - R2実施回数：0回（R1：1回）	実施回数：年1回	実施回数：年1回	実施回数：年1回	実施回数：年1回	→
救急医療体制確保対策事業 救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。	●救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ○休日や夜間における急患診療の提供 ・救急病院や医師会による休日（夜間）急患診療所の運営に対する支援の実施	継続実施				事業推進
	○歯科保健センター等における年末年始の急患歯科診療等の実施 ・歯科保健センター等の運営に対する支援の実施	継続実施				→
	・障害者・高齢者等歯科診療事業の診療枠の増設、診療所の集約に向けた利用移行の実施	・3診療所体制（川崎、中原、百合丘）での事業の実施	・3診療所体制の検証、検証結果を踏まえた歯科保健センター等のあり方の検討			・検討結果に基づく取組の推進
	●周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保 ・総合（地域）周産期母子医療センターの運営に対する支援の実施	継続実施				事業推進
	●24時間365日対応による医療機関案内及び救急医療の適正利用の推進 ・救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営	継続実施				→
	・救急医療電話相談事業の実施に向けた検討	継続実施				→

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
医療・薬務事業 医療機関、薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとともに、医療安全相談センターにおける苦情・相談に適切に対応します。	●病院及び有床診療所等への立入検査の実施 R2実施回数：39回	実施回数：39回以上	実施回数：39回以上	実施回数：39回以上	実施回数：39回以上	事業推進
	●医療法に基づく適正な事務の実施 ・医療安全相談センターにおける相談業務の実施 ・医療法等許可事務及び事前相談業務の実施	継続実施				
	●薬局等に対する監視指導の実施及び苦情・相談対応 ・市内薬局等の立入検査、監視指導及び苦情・相談対応の実施	継続実施				
	●毒物及び劇物取締法関連施設に対する監視指導の実施 R2実施回数：73回（R1：114回）	実施回数：150回以上	実施回数：150回以上	実施回数：150回以上	実施回数：150回以上	
	●違法薬物に関する啓発等、薬物乱用防止活動の実施 ・若年層を中心にリーフレット等を利用した薬物乱用防止啓発活動の実施	継続実施				
看護師確保対策事業 看護職員の充足対策として、市内医療施設等への確保・定着、潜在看護職員の再就業支援及び資質の高い看護人材の新規養成を図ります。	●看護師の養成に向けた取組の実施 ・看護師養成施設に対する運営支援 ・看護師等修学資金の貸与の実施	継続実施				事業推進
	●看護職員を対象とした定着支援に向けた取組の実施 ・相談事業や研修事業を実施するナースングセンターへの運営補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施	継続実施				
	●市立看護大学の安定的な運営と地域の看護力の一層の強化 ・4年制大学の設置認可	・市立看護大学開学と安定的な大学運営 ・高度な専門性を有する看護人材を養成する大学院の設置に向けた検討	・安定的な大学運営 ・大学院の設置認可申請		大学院の開学	
救急活動事業 救急車の適正利用に向けた救急需要対策の継続強化をしていきます。効率的・効果的な応急手当普及啓発活動を行い、救命効果の向上を図ります。	●救急需要対策の実施 ・救急受診ガイド等を活用した救急車の適正利用の推進	継続実施				事業推進
	●市民救命士の養成 ・持続可能な民間への委託による市民救命士の養成 R2養成数：2,721人（R1：6,770人）	継続実施	養成数：10,000人以上	養成数：10,000人以上	養成数：10,000人以上	養成数：10,000人以上

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
救急隊整備事業 救急需要対策の効果を考慮し、人口動態等を踏まえたより効率的・効果的な救急体制の構築を図ります。	●救急需要の動向に応じた効率的・効果的な救急隊の配置に向けた取組 ・北部地域増隊（王禅寺・宿河原）の効果検証を踏まえた効率的・効果的な救急隊の配置等に向けた調査・検討					事業推進
		継続実施				
救急救命士養成事業 救急救命士の常時乗車体制を確保するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を養成します。	●救急救命士の常時乗車体制の運用 ・常時乗車体制の確保に向けた新規運用救急救命士の養成					事業推進
	R2新規救急救命士 養成数：7人	養成数：7人以上	養成数：7人以上	養成数：7人以上	養成数：7人以上	
	●高度な救命処置が行える新規認定救急救命士などの養成 R2新規認定救急救命士養成数：6人					→
	・川崎市立川崎病院 救急ワークステーション 実現に向けた運用方法の検討・調整	養成数：8人以上	養成数：8人以上	養成数：8人以上	養成数：8人以上	
				・川崎市立川崎病院 救急ワークステーション の段階的運用開始		→

施策1-6-2 信頼される市立病院の運営



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 市立病院は、市の基幹病院または地域の中核病院として、高度・特殊・急性期医療や救急医療等を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応では、専用病床を整備し積極的な受入れを行っています。また、地域完結型の医療提供体制を推進するため、紹介患者に対する医療の提供や医療機器の共同利用、入退院支援機能の強化など地域医療機関との連携を進めています。
- 高齢化に伴う慢性疾患の増加など疾病構造の変化や医療の高度化等に対応するため、川崎病院では医療機能再編整備を推進するとともに、認知症疾患医療センターを開設しました。また、患者の在宅復帰に向けた支援を行う地域包括ケア病床の整備・運用（井田病院）のほか、医療の高度化に対応するため、手術支援ロボット（市立3病院）やPET-CT（川崎病院）を整備しました。
- 災害拠点病院（川崎病院・多摩病院）または災害協力病院（井田病院）として、備蓄品の整備や、災害対応訓練の実施など、大規模災害への準備を進めました。また、川崎病院では、エネルギー関連設備を洪水浸水想定以上の高さに移設する工事を進めるとともに、井田病院では高台の立地を活かし、水害に強い病院として、早期の災害拠点病院化を進めています。



新型コロナウイルス感染症患者受入病棟で勤務する看護師

2 施策の主な課題

- 市立病院は、高度・急性期医療や救急・小児・周産期・災害・精神・感染症などの政策的医療・不採算医療の提供、先進的医療機器の導入、地域医療を担う医療従事者の育成や市民への医学知識の普及啓発など、今まで担ってきた役割を引き続き果たしていくとともに、認知症をはじめ、今後増加する医療需要を見据え的確に対応し、市民に医療を安定的かつ継続的に提供していく必要があります。
- 市立病院においては、今後急速に進展する高齢化と人口増に伴う医療需要に対応するため、地域の医療機関や介護事業者とも連携しながら、地域包括ケアシステムや地域医療構想を踏まえた取組をより一層推進していくとともに、さまざまな災害や新興感染症を想定し、有事に迅速かつ的確に対応する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ いのちと健康を守る良質な医療の提供
- ★ 機能分担と連携による地域完結型医療の推進
- ★ 災害・新興感染症を想定した危機管理体制の充実
- ★ 地域や社会に貢献する医学・医療の実践
- ★ 安定的な医療提供を支える経営基盤の強化

4 直接目標

- 誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
入院患者満足度・外来患者満足度 (病院局調べ)	入院 87.5 % 外来 77.6 % (平成27 (2015) 年度)	入院 89.3 % 外来 80.0 % (令和2 (2020) 年度)	入院 88.4 %以上 外来 79.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	入院 90.0 %以上 外来 82.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	入院 90.2 %以上 外来 84.3 %以上 (令和7 (2025) 年度)
病床利用率 (一般病床) (病院局調べ)	72.9 % (平成26 (2014) 年度)	65.9 % (令和2 (2020) 年度)	83.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	83.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	83.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
救急患者受入数 (病院局調べ)	49,873 人 (平成26 (2014) 年度)	30,383 人 (令和2 (2020) 年度)	50,800 人以上 (平成29 (2017) 年度)	52,000 人以上 (令和3 (2021) 年度)	52,500 人以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
川崎病院の運営 高度・特殊・急性期医療、救急医療を中心に、小児から成人・高齢者・妊産婦等の医療を提供するとともに、精神科救急医療の基幹病院として精神科救急患者（二次、三次）の受入れを行います。また、市内唯一の感染症病床における二類感染症患者の受入れ、災害拠点病院としての役割を担うほか、臨床研修指定病院として医師の育成を行うなど、地域医療水準の向上に寄与する取組を推進します。	●医療機能の充実・強化 ○段階的な医療機能再編整備の検討・推進 ・新築棟、既存棟の設計	・新築棟、既存棟の工事着手	・新築棟完成、既存棟改修	・既存棟改修	事業推進	
	○救命救急センターの運営と効率的な受入体制整備の推進 R2救急患者受入数：15,310人 R2救急搬送受入数：5,802人 R2救急応需率（三次）：94.8% R2救急応需率（二次）：81.9%	救急患者受入数：30,300人以上 救急搬送受入数：6,400人以上 救急応需率（三次）：95%以上 救急応需率（二次）：84%以上	救急患者受入数：30,300人以上 救急搬送受入数：6,600人以上 救急応需率（三次）：96%以上 救急応需率（二次）：88%以上	救急患者受入数：30,300人以上 救急搬送受入数：6,800人以上 救急応需率（三次）：97%以上 救急応需率（二次）：90%以上	救急患者受入数：30,300人以上 救急搬送受入数：7,000人以上 救急応需率（三次）：98%以上 救急応需率（二次）：92%以上	→ → → →
	○プレホスピタル活動の充実 ・救急ワークステーション実現に向けた運用方法の検討・調整			・救急ワークステーションの段階的運用開始		→
	○災害時医療機能の充実・強化 ・病院危機管理体制の充実 ・災害備蓄の充実	継続実施 継続実施				→ →
	○入院センターの活用 R2入院時支援加算算定件数：1,946件	入院時支援加算算定件数：2,300件以上	入院時支援加算算定件数：2,300件以上	入院時支援加算算定件数：2,300件以上	入院時支援加算算定件数：2,300件以上	→
	○薬物療法の有効性・安全性の向上に資する病棟薬剤師の配置と薬剤管理指導体制の整備 R2薬剤管理指導料算定件数：8,864件 R2薬剤師の病棟配置数：3病棟	薬剤管理指導料算定件数：13,000件以上 薬剤師の病棟配置数：5病棟	薬剤管理指導料算定件数：19,000件以上 薬剤師の病棟配置数：11病棟	薬剤管理指導料算定件数：22,500件以上 薬剤師の病棟配置数：全14病棟	薬剤管理指導料算定件数：25,000件以上 薬剤師の病棟配置数：全14病棟	→ →
	○川崎病院エネルギーサービス事業の推進 ・川崎病院エネルギーサービス事業（エネルギー設備の更新）の工事推進		・工事完了、運用開始	・運用管理		→
	○精神科医療の充実 R2精神保健指定医数：3人	精神保健指定医数：3人以上	精神保健指定医数：3人以上	精神保健指定医数：3人以上	精神保健指定医数：3人以上	→
	○がん診療機能の強化・拡充 ・地域がん診療連携拠点病院の指定準備 がん登録数（報告値）：1,570件 R2がん相談件数：306人	・指定 がん登録数（報告値）：1,570件以上 がん相談件数：320人以上	・指定維持 がん登録数（報告値）：1,570件以上 がん相談件数：320人以上			→ → →
	○認知症疾患医療センターの強化・拡充 ・認知症疾患医療センターの開設	・認知症疾患医療センターの強化・拡充				→
	○新興感染症への対応 ・検討、推進	継続実施				→
	●地域完結型医療の推進 ○地域医療支援病院の運営と連携の推進 R2紹介率：71.7% R2逆紹介率：113.4% R2PET-CT運用：832件	紹介率：75%以上 逆紹介率：115%以上 PET-CT運用：1,100件以上	紹介率：75%以上 逆紹介率：120%以上 PET-CT運用：1,100件以上	紹介率：80%以上 逆紹介率：125%以上 PET-CT運用：1,100件以上	紹介率：80%以上 逆紹介率：130%以上 PET-CT運用：1,100件以上	→ →

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
井田病院の運営 地域の中核病院・地域がん診療連携拠点病院として、がん診療を中心に、救急医療、緩和ケア医療、結核医療などを提供するとともに、災害拠点病院の役割を担うほか、在宅療養後方支援病院として地域包括ケアシステムの取組を推進します。	●医療機能の充実・強化 ○救急センターの運営と効率的な受入体制整備の推進 R2救急患者受入数：7,253人 R2救急搬送受入数：2,193人 R2救急応需率（二次）：67.9% ○災害時医療機能の充実・強化 ・有用な設備や高度な機能を活用した実践的な訓練の実施 ・必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄確保 ○薬物療法の有効性・安全性の向上に資する病棟薬剤師の配置と薬剤管理指導体制の整備 R2薬剤管理指導料算定件数：4,716件 R2薬剤師の病棟配置数：1病棟 ○地域がん診療連携拠点病院の運営と診療機能の充実 がん登録数（報告値）：1,254件 R2がん相談件数：3,057件 R2緩和ケア患者受入数：489人 ○新興感染症への対応 ・検討、推進					
	救急患者受入数：9,200人以上 救急搬送受入数：2,500人以上 救急応需率（二次）：78%以上	救急患者受入数：9,200人以上 救急搬送受入数：2,600人以上 救急応需率（二次）：80%以上	救急患者受入数：9,200人以上 救急搬送受入数：2,700人以上 救急応需率（二次）：82%以上	救急患者受入数：9,200人以上 救急搬送受入数：2,800人以上 救急応需率（二次）：84%以上	事業推進	
	継続実施					
	継続実施					
	薬剤管理指導料算定件数：5,000件以上 薬剤師の病棟配置数：4病棟	薬剤管理指導料算定件数：5,500件以上 薬剤師の病棟配置数：6病棟	薬剤管理指導料算定件数：6,000件以上 薬剤師の病棟配置数：8病棟	薬剤管理指導料算定件数：6,000件以上 薬剤師の病棟配置数：全10病棟		
	がん登録数（報告値）：1,260件以上 がん相談件数：3,100件以上 緩和ケア患者受入数：500人以上	がん登録数（報告値）：1,300件以上 がん相談件数：3,100件以上 緩和ケア患者受入数：500人以上	がん登録数（報告値）：1,350件以上 がん相談件数：3,100件以上 緩和ケア患者受入数：500人以上	がん登録数（報告値）：1,400件以上 がん相談件数：3,100件以上 緩和ケア患者受入数：500人以上		
	継続実施					
	●地域完結型医療の推進 ○地域医療連携の推進・強化 ・地域医療支援病院の指定準備 R2紹介率：57.5% R2逆紹介率：62.8% R2地域包括ケア病棟稼働率：73.5% ○在宅療養支援の推進・強化 R2在宅療養後方支援病院登録患者数：233人					
	・申請 紹介率：60%以上 逆紹介率：80%以上 地域包括ケア病棟稼働率：90%以上	・承認 紹介率：60%以上 逆紹介率：80%以上 地域包括ケア病棟稼働率：90%以上	・指定維持 紹介率：60%以上 逆紹介率：80%以上 地域包括ケア病棟稼働率：90%以上	紹介率：60%以上 逆紹介率：80%以上 地域包括ケア病棟稼働率：90%以上		
	在宅療養後方支援病院登録患者数：330人以上	在宅療養後方支援病院登録患者数：330人以上	在宅療養後方支援病院登録患者数：340人以上	在宅療養後方支援病院登録患者数：340人以上		
多摩病院の運営管理 地域の中核病院として、小児から成人、妊産婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療などを提供します。	●医療機能の充実・強化 ○救急及び急性期医療を中心とする良質な医療を安定的に提供する取組の推進 R2救急患者受入数：7,820人 R2救急搬送受入数：3,578人 ○新興感染症への対応 ・検討、推進 ○適切な施設維持、設備の更新 ・計画的な施設整備 ●更なる経営基盤の強化 ○指定管理者による効率的な運営の実施 ・指定管理者制度を活用した効率的な病 ○外部有識者等第三者による病院の管理運営状況に対する意見聴取 R2多摩病院運営協議会等の開催：年4回					
	救急患者受入数：13,000人以上 救急搬送受入数：5,000人以上	救急患者受入数：13,000人以上 救急搬送受入数：5,000人以上	救急患者受入数：13,000人以上 救急搬送受入数：5,000人以上	救急患者受入数：13,000人以上 救急搬送受入数：5,000人以上	事業推進	
	継続実施					
	継続実施					
	継続実施					

施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
良質な医療の提供を担う 人材の確保・育成事業 川崎病院医療機能再編整備や医療の高度化・専門化に対応した組織・人管理体制の強化に取り組みます。また、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、職員の人材育成と能力開発に努めます。	●効率的・効果的な運営体制づくり ○川崎病院医療機能再編整備に伴う必要な人管理体制確保に向けた取組 ・人管理体制確保に向けた取組の推進	継続実施				事業推進
	○医療の高度化・専門化に対応する組織・人管理体制強化に向けた取組 ・組織・人管理体制強化に向けた取組の推進	継続実施				
	○効果的な広報活動、柔軟な採用選考の実施及び多様な任用制度の活用による医療人材の確保 R2看護学校学生実習受入延数：657人	看護学校学生実習受入延数：1,060人以上	看護学校学生実習受入延数：1,060人以上	看護学校学生実習受入延数：1,160人以上	看護学校学生実習受入延数：1,160人以上	
	○人材育成計画に基づく各種研修の企画、実施及び受講支援など病院運営を担う医療人材の育成 R2人材育成計画に基づく研修開催回数：年73回	人材育成計画に基づく研修開催回数：年60回以上	人材育成計画に基づく研修開催回数：年60回以上	人材育成計画に基づく研修開催回数：年60回以上	人材育成計画に基づく研修開催回数：年60回以上	
経営健全化推進事業 公立病院改革ガイドラインの考え方を踏まえた川崎市立病院経営計画の策定を行うとともに、当該計画に基づく施策の進捗管理、点検・評価を行います。また、医療情報に関わる基幹システムの更新や、情報通信技術（ICT）を用いた医療提供の効率化、患者サービスの向上に取り組む、局内の情報化を推進します。	●更なる経営基盤の強化 ・川崎市立病院中期経営計画2016-2020の点検・評価 ・川崎市立病院経営計画2022-2023の策定（予定）及び経営の効率化の推進 ・総合医療情報システムの安定的な運用と機器更新	・川崎市立病院経営計画2022-2023の着実な推進及び取組状況の進捗管理と点検・評価の実施 ・総合医療情報システムの安定的な運用	・計画に基づく取組の推進・評価及び次期川崎市立病院中期経営計画の策定	・川崎市立病院中期経営計画の着実な推進及び取組状況の進捗管理と点検・評価の実施		事業推進 ・新たな総合医療情報システム導入に向けた検討
	●患者に優しい病院づくり ・患者サービスの向上等に資するICTを活用した医療支援・医療連携の推進	継続実施				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 新型コロナウイルス感染症から市民の安全と健康を守るため、国や県、関係機関と連携し、適切な初動対応や医療提供体制の確保、ワクチン接種などの取組を進めています。
- 国境を越えた物流や経済活動が活発になる中、新たな感染症に対して的確な対応を図るため、感染症の発生予防とまん延防止に向けた取組を進めるとともに、各種予防接種の実施などの取組を推進しています。
- 食品衛生監視指導計画に基づき、食品取扱施設への監視指導、収去検査、HACCP（ハサップ）の導入支援及び導入状況確認を行い、食品の安全性を確保し、市民の健康被害を防止するとともに、さまざまな方法により市民や食品等事業者へ食品衛生の知識や衛生管理等の普及啓発に取り組んでいます。



健康安全研究所におけるウイルス検査

2 施策の主な課題

- 首都圏に位置する本市は、人や物の活発な移動や人口の集中により、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等の発生時には、今後も大規模な流行が懸念されるため、引き続き市民の健康被害に対して的確な対応を図る必要があります。
- 新しい生活様式を踏まえた食の安全・安心ニーズに対応した取組が求められています。
- 人と動物が共生する社会の実現に向けて、さらなる適正飼養の普及啓発や多機関連携による取組が必要です。

3 施策の方向性

- ★ 状況に応じた新型コロナウイルス感染症等への適切な対応と、新型インフルエンザ感染症等の発生予防とまん延の防止の取組の推進
- ★ 新しい生活様式のニーズも踏まえた食品等事業者に対する効果的な衛生管理の指導など、食品の安全・安心を確保する取組の推進
- ★ 多様な主体と連携した、動物愛護、適正飼養の普及啓発と人と動物が共生する社会の実現をめざす取組の推進

4 直接目標

- 感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
麻しん・風しん予防接種接種率 (健康福祉局調べ) ※第 1 期：1 歳の間 ※第 2 期：小学校入学前の 1 年 間	第 1 期 98.6 % 第 2 期 91.6 % (平成 26 (2014) 年度)	第 1 期 99.2 % 第 2 期 95.1 % (令和 2 (2020) 年度)	第 1 期 98.6 %以上 第 2 期 95 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	第 1 期 98.6 %以上 第 2 期 95 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	第 1 期 98.6 %以上 第 2 期 95 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
感染症予防 (手洗い・咳エチケット) の実施率 (市民アンケート)	95 % (平成 27 (2015) 年度)	98 % (令和 3 (2021) 年度)	95 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	95 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	98 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	8 件 (平成 26 (2014) 年度)	8 件 (令和 2 (2020) 年度)	8 件以下 (平成 29 (2017) 年度)	8 件以下 (令和 3 (2021) 年度)	8 件以下 (令和 7 (2025) 年度)
「食中毒予防の 3 原則」の実施率 (市民アンケート)	86.8 % (平成 27 (2015) 年度)	87.3 % (令和 3 (2021) 年度)	87 %以上 (平成 29 (2017) 年度)	88 %以上 (令和 3 (2021) 年度)	90 %以上 (令和 7 (2025) 年度)
市が実施する衛生的な住環境に 関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	95 回 (平成 26 (2014) 年度)	104 回 (令和 2 (2020) 年度)	116 回以上 (平成 29 (2017) 年度)	144 回以上 (令和 3 (2021) 年度)	172 回以上 (令和 7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
予防接種事業	感染症の発生及びまん延を 予防するため、予防接種法に 基づく予防接種を実施しま す。	● 予防接種（ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風、麻しん、風しん、結核等）の接種率の維持・向上				
		継続実施				事業推進
	・接種率の維持・向上 及び法令等の変更に 対応した定期予防接 種の円滑な導入・推進					
	・コールセンター等の運 営	継続実施				
	・マイナンバー制度に対 応した予防接種台帳 管理システムの適切な 運用	継続実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
感染症対策事業 感染症の発生及びまん延を 予防するため、新型コロナウイルス 感染症をはじめとする新 型コロナウイルス感染症対策の推進及び市民等への普及啓発を実施します。	● 新型コロナウイルス等対策の普及啓発、発生時の医療体制等整備及び薬品及び医療資器材等の備蓄 ・新型コロナウイルス感染症に関する情報発信、発生ステージに応じた医療体制の整備、各種相談窓口の設置、必要な資器材の配備等の実施 ・訓練、研修の実施及び医薬品及び必要資器材の効率的な備蓄等の実施					事業推進
		・発生ステージに応じた国や県、医療機関等と連携した取組の推進				
		継続実施				
	● 感染症発生時に備えた関係団体との協定等、連携の強化 ・薬剤耐性アクションプランに基づく、地域ネットワークの連携強化や検証の実施					
		継続実施				
	● 感染症の患者発生動向の把握と情報提供 ・法令等に基づく感染症の届出状況や集団発生等の情報の把握による全数把握疾患や定点把握疾患の探知 ・市ホームページ、広報、報道等による情報提供					
食品安全推進事業 飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。	● インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染を防ぐための、社会福祉施設等への衛生教育の実施 R2実施回数：63回 実施回数：40回以上 実施回数：40回以上 実施回数：40回以上 実施回数：40回以上					
	● 結核定期外及び定期健康診断の確実な実施 ・確実な接触者健診、管理検診と定期健康診断実施向上に向けた普及啓発の実施					
		継続実施				
	● 「食品衛生監視指導計画」に基づく食品関係営業施設等への監視指導等の実施 R2監視指導率：74.0% (R1：99.6%) 監視指導率：100% 監視指導率：100% 監視指導率：100% 監視指導率：100%					事業推進
	● HACCP（ハザップ）に沿った衛生管理の導入支援と導入状況の確認 ・講習会等による導入支援の実施					
		継続実施				
	● 食品表示の適正の確保に向けた取組の実施 ・食品関連事業者等へ監視指導の実施					
		継続実施				

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
公衆衛生等に関する試験検査等業務 公衆衛生等に関する迅速・適正な試験検査を行うとともに、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を推進します。	●公衆衛生等に関する試験検査の迅速かつ適正な実施 ○法令改正や規格基準、検査方法の改定等に即した検査の実施 ・食品検査業務における精度管理の推進 ・検査業務における信頼性を確保するための精度管理体制の強化	継続実施				事業推進
	●公衆衛生上の課題解決に向けた調査研究の推進及び成果の評価・公表 ・外部機関との共同研究等の実施と研究成果の公表	継続実施				
	●感染症情報をはじめとした公衆衛生情報の迅速な収集・解析・発信 ・新型コロナウイルス感染症等の感染症発生動向調査事業の円滑な実施 ・ホームページを活用した試験検査情報の発信	・新型コロナウイルス感染症の状況に応じた保健所業務のバックアップ及び疫学調査の充実 継続実施				
	●健康危機事象発生時への準備と対応 ・原因不明疾患等の発生時に迅速・的確に対応ができる体制の構築	継続実施				
	●国立医薬品食品衛生研究所との連携 ・近接性を活かした多様な取組の推進及び連携強化	継続実施				
動物愛護管理事業 動物愛護と適正飼養の普及啓発を図り、人と動物が共生する社会の実現に取り組みます。	●動物愛護と適正飼養の普及啓発の推進 ・動物愛護フェアの開催等による普及啓発活動の実施 ・特定の飼い主のいない猫を地域で適切に管理する地域猫活動の普及啓発など野良猫対策の推進 ・多頭飼育対策ガイドラインに沿った取組の推進	継続実施 継続実施 継続実施				事業推進
	●多様な主体との連携によるプロジェクトを軸とした普及啓発や動物の保護・譲渡の実施 ○動物愛護・適正飼養の普及啓発の推進 R2「いのち・MIRAI教室」の実施回数：58回 R2市民公開講座の実施回数：0回 ○ボランティア団体等との連携による取組の実施 R2意見交換会の実施回数：1回 R2譲渡会の開催回数：1回	「いのち・MIRAI教室」の実施回数：64回 市民公開講座の実施回数：3回 ・ボランティア団体等との連携による動物の保護や収容動物の譲渡の実施	「いのち・MIRAI教室」の実施回数：66回 市民公開講座の実施回数：3回	「いのち・MIRAI教室」の実施回数：68回 市民公開講座の実施回数：3回	「いのち・MIRAI教室」の実施回数：70回 市民公開講座の実施回数：3回	
	●動物由来感染症対策の実施 ・狂犬病予防接種の促進や鳥インフルエンザまん延防止に向けた広報の実施 ・法改正を踏まえたマイクロチップ装着義務化に向けた対応の検討	・広報による啓発及び感染症発生時に備えた体制の整備 ・マイクロチップ装着義務化への対応				
	●ペットの災害対策の強化 ・災害時の動物救護体制の整備及び飼い主への効果的な普及啓発	継続実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022） 年度	令和 5（2023） 年度	令和 6（2024） 年度	令和 7（2025） 年度	令和 8（2026） 年度以降
環境衛生事業 環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組むとともに、地域包括ケアシステムを推進するために、衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。	●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 R2監視指導率：29%（R1：93%）					事業推進
	●衛生的な住環境の確保に向けた取組の実施 R2講習会実施回数：104回（R1：126回）					→
	●環境衛生関係施設事業者・管理者の適正な自主管理の推進支援 ・健康的で快適な生活環境を確保する取組の支援					→
葬祭場管理運営事業 人口の増加や年齢構成の変化により年々増加する火葬需要の増加に対し、利便的かつ安定的な葬祭場運営を行います。	●増加する火葬需要と多様化する葬儀形態等への適切な対応 ・火葬需要に応じた一定回数の「友引日」の開苑					事業推進
	●かわさき北部・南部斎苑の利用状況等を踏まえた取組の推進 ・南部斎苑老朽化対策に向けた調査の実施 ・北部斎苑大規模改修工事完了（R2）					→
	●受益者負担の適正化の観点からの使用料の見直しに向けた取組の実施 ・北部斎苑大規模改修工事の完了に合わせた見直しの実施					→
	・調査結果を踏まえた老朽化対策の推進 ・利用状況や他都市の状況等を踏まえた使用料のさらなる見直しに向けた検討					→